

第1節 概要

日本の国土面積のわずか0.6パーセントに過ぎない狭い沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに及ぶ広大な面積の米軍基地が存在している。米軍基地は、県土面積の約8.2パーセントを占め、とりわけ人口や産業が集中する沖縄本島においては、約14.6パーセントを占めている。さらに、沖縄周辺には、27か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸地だけでなく海、空の使用も制限されている。

こうした広大な米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など地域の振興を図る上で大きな障害となっているほか、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災や被弾事故等、米軍基地に起因する事件・事故等による県民生活及び環境への影響が大きな問題となっている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、依然として環境省の定める環境基準値を超える航空機騒音が発生しており、地域住民の日常生活及び健康への影響が懸念されている。また、基地周辺の学校では、授業が度々中断されるなど教育面でも影響が出ている。

また、キャンプ・ハンセン演習場では、度重なる実弾演習や、それに伴う山林火災の発生等により、大切な緑が失われ、山肌がむき出しになるなど、かけがえのない自然環境が損なわれている。その他、同演習場では、無数の不発弾が存在し、その処理には莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

さらに、米軍航空機関連の事故は、復帰後、令和5年12月末現在で910件（うち墜落49件）発生し、近年においても、平成30年6月のF-15戦闘機が沖縄本島南部の洋上に墜落する事故、同年11月にF/A-18戦闘機が沖縄本島東南東の海上に墜落する事故、令和3年7月にCH-53Eヘリコプターから渡名喜島沖の水域に軍用コンテナが落下する事故、同年8月にMV-22オスプレイから、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故、同年11月に宜野湾市の住宅街にMV-22オスプレイから水筒が落下する事故、令和5年12月にF-35A戦闘機からパネルが海上に落下する事故など航空機事故が繰り返し発生しており、県民に大きな不安を与えている。

その他、米軍人等による刑法犯罪は、沖縄県警察本部の統計によると、昭和47年の日本復帰から令和5年12月末までに6,235件にのぼり、そのうち凶悪犯件数が586件、粗暴犯が1,108件も発生するなど、県民の生命、生活及び財産に大きな影響を及ぼしている。

第2節 環境問題

1 航空機騒音

(1) 航空機騒音の現状について

米軍基地から派生する基地被害は多岐にわたり、県民の日常生活に深刻な影響をもたらしており、なかでも米軍飛行場からの航空機騒音は、周辺地域住民の生活や健康に重大な悪影響を与えている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場は、いずれも住宅密集地域に隣接しており、同飛行場を離着陸する航空機による騒音被害は両飛行場周辺地域のみならず広範囲に及んでいる。

嘉手納飛行場においては、常駐機に加え、空母艦載機や国内外から飛来するF-16やF-35等のいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴー^{*1}などの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジン調整などが行われており、周辺地域住民の日常生活への影響はもとより、学校における授業の中断、聴力の異常や睡眠障害等の健康面への悪影響などがあり、看過できない騒音被害が発生している。

令和4年11月からは、F-15C/D戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が開始され、100デシベルを超える騒音が幾度も発生しており、また、特に騒音が激しいとされるF-35A戦闘機の飛来により、周辺住民の基地負担はさらに増大している。加えて、駐機場拡張整備工事の遅れに伴い、一時的にMC-130特殊作戦機等の駐機場となっている通称パバループの使用期間が延長されている中、同パバループではHH-60ヘリコプターによる使用も見られるなど、騒音及び悪臭被害が増大し深刻な問題となっている。

また、普天間飛行場においては、MV-22オスプレイやヘリコプター等の航空機離着陸訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練の実施などによって、周辺住民に深刻な騒音被害を引き起こしており、さらにF/A-18戦闘攻撃機等の外来機による離発着が頻繁に行われている。

米軍は、航空機騒音規制措置^{*2}を遵守しているとしているが、嘉手納及び普天間飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生し、また、早朝、夜間における航空機の離着陸は、周辺住民に多大な影響を及ぼしており、騒音防止効果が明確に現れていない状況にある。

このような航空機騒音問題に関して、国は環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）により航空機騒音に係る環境基準値を設定している。

これを受け、沖縄県は嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域について、昭和63年2月に環境基本法第16条に基づく「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行っており、嘉手納飛行場周辺の指定地域を3市2町3村（嘉手納町、読谷村の全域並びに北谷町、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北中城村及び恩納村の一部）、普天間飛行場周辺の指定地域を2市2村（宜野湾市、浦添市、北中城村及び中城村の一部）としている。

沖縄県は、これら関係市町村と連携しながら、同地域における航空機騒音を測定し、環境基準との適合状況の把握に努めるとともに、日米両政府に対し、航空機騒音の軽減についての要請を繰り返している。

沖縄県と関係市町村が共同で実施している両飛行場周辺の令和4年度航空機騒音測定結果によると、32測定局のうち9局（28.1パーセント）で環境基準値を上回っている。

飛行場別にみると、嘉手納飛行場周辺では20測定局中8局（40パーセント）で、普天間飛行場周辺では12測定局中1局（8.3パーセント）で環境基準値を上回っている。



嘉手納飛行場に飛来したF-35戦闘機

*1：航空機の離着陸訓練の1つで、機を滑走路に着陸させてある速度まで減速させた後、速やかにフラップを離陸形態にするとともにエンジン推力を増し、再び離陸すること。

*2：「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する日米合同委員会合意について」を参照。

各測定地点のLden^{*1}をみると、嘉手納飛行場周辺では44デシベルから69デシベルの範囲内にあり、最高値は北谷町砂辺局で記録されている。また、普天間飛行場周辺のLdenは46デシベルから63デシベルの範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名局で記録されている。

また、各測定地点のWECPNL値^{*2}（W値）をみると、嘉手納飛行場周辺では57から86の範囲内にあり、普天間飛行場周辺のW値は60から79の範囲内にある。

さらに、常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、嘉手納飛行場周辺では嘉手納町屋良A局において66.4回、普天間飛行場周辺では宜野湾市上大謝名局において34.2回と最も多くなっている。

また、沖縄県では、平成7年度から平成10年度までの4か年事業として、両飛行場に起因する騒音が周辺住民の健康にどの程度影響を及ぼしているかを調べるため、「航空機騒音による健康影響調査」を実施した。その調査報告によると、特に嘉手納飛行場周辺地域で、長年の航空機騒音の曝露による聴力の損失、低出生体重児の出生率の上昇、幼児の身体的、精神的要観察行動の多さ等、航空機騒音による住民健康への悪影響が明らかになっている。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、周辺住民が、国に対し、夜間の飛行差止めや損害賠償を求める訴訟を提起している。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音測定結果（令和4年度）

No.	測定地点			環境基準値		測定期間内平均 Lden(dB)	測定期間内平均 WECPNL	1日あたりの騒音発生回数	最大ピークレベル (dB)	測定期間	測定日数	管理者
	測定局名	設置場所	用途地域	類型	Lden(dB)							
1	美原	うるま市石川真恩納社会福祉法人美原の里	未指定	I	57	63 (63)	77 (76)	46.8 (42.6)	110.2 (106.7)	R4.4.1 ~ R5.3.31	364	沖縄県
2	昆布	うるま市宇昆布昆布公民館	未指定	I	57	60 (60)	74 (74)	29.8 (27.3)	105.4 (104.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄県
3	上勢	北谷町上勢頭上勢区公民館	第一種低層住居専用	I	57	55 (53)	72 (70)	41.7 (36.1)	104.6 (105.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	364	沖縄県
4	宮城	北谷町宮城宮城公民館	第一種住居	II	62	58 (57)	73 (71)	58.8 (52.7)	111.6 (103.3)	R4.4.1 ~ R5.3.31	364	沖縄県
5	北美	沖縄市豊川北美小学校	未指定	I	57	57 (58)	72 (72)	27.2 (23.6)	103.1 (101.7)	R4.4.1 ~ R5.3.31	362	沖縄県
6	コザ	沖縄市中央コザ小学校	第一種中高層住居専用	I	57	48 (47)	65 (63)	28.7 (25.2)	103.1 (98.5)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄県
7	屋良A	嘉手納町屋良屋良小学校	第二種中高層住居専用	I	57	61 (60)	78 (77)	66.4 (58.7)	105.2 (105.5)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄県
8	砂辺	北谷町砂辺住宅	第一種住居	II	62	69 (68)	86 (85)	53.9 (55.0)	117.9 (113.8)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	北谷町
9	伊良皆	読谷村伊良皆古堅中学校	第一種中高層住居専用	I	57	48 (48)	63 (64)	23.6 (20.5)	96.3 (97.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	364	沖縄県
10	桑江	北谷町桑江北谷町役場	第二種住居	II	62	54 (50)	70 (67)	15.0 (12.8)	104.9 (103.3)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	北谷町
11	山内	沖縄市山内山内小学校	第一種低層住居専用	I	57	50 (47)	66 (65)	28.7 (23.6)	103.8 (100.6)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄市
12	知花	沖縄市知花知花第2ポンプ場	第一種中高層住居専用	I	57	59 (58)	74 (73)	41.3 (37.2)	104.8 (103.1)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄市
13	嘉手納A	嘉手納町嘉手納嘉手納役場	未指定	I	57	60 (63)	74 (75)	38.5 (41.0)	100.3 (99.3)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	嘉手納町
14	兼久	嘉手納町兼久兼久体育館	第一種住居	II	62	57 (57)	70 (70)	24.7 (21.0)	102.4 (101.8)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	嘉手納町
15	屋良B	嘉手納町屋良住宅	第二種中高層住居専用	I	57	61 (60)	76 (76)	37.8 (32.9)	102.9 (102.4)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	嘉手納町
16	宮里	沖縄市宮里宮里小学校	第一種中高層住居専用	I	57	44 (42)	61 (59)	22.4 (18.5)	104.1 (97.1)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	沖縄市
17	北玉	北谷町吉原北玉小学校	第一種中高層住居専用	I	57	48 (45)	65 (62)	20.7 (17.1)	103.5 (102.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	北谷町
18	みどり町	うるま市みどり町うるま市役所	第二種住居	II	62	46 (49)	59 (62)	4.7 (5.7)	96.0 (93.1)	R4.4.1 ~ R5.3.31	303	うるま市
19	仲嶺	うるま市仲嶺市民芸術劇場	第一種低層住居専用	-	-	43 (45)	57 (60)	3.2 (2.9)	96.7 (94.6)	R4.4.1 ~ R5.3.31	303	うるま市
20	勝連南風原	うるま市勝連南風原与勝中学校	第一種中高層住居専用	-	-	50 (51)	63 (65)	7.3 (8.3)	92.7 (96.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	303	うるま市
21	座喜味	読谷村座喜味読谷村役場	未指定	I	57	45 (48)	61 (63)	14.3 (35.9)	99.1 (100.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	読谷村
22	嘉手納B	嘉手納町嘉手納ロータリープラザ	商業地域	II	62	63 (66)	76 (77)	45.2 (47.1)	102.7 (102.0)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	嘉手納町

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。
 ※ 表中の()内の数値は前年度(令和3年度)の値を示す。令和3年度の北美局は参考値(欠測期間2ヶ月以上)。
 ※ 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、停電や機器の故障もしくは台風等による欠測などの理由による。
 みどり町局、仲嶺局、勝連南風原局は欠測率が約17%であり、不確かさが高いことに留意する必要がある。
 ※ 桑江局は、都市計画法の用途地域が定められていない地域であったため類型Iとしていたが、現在は第2種住居地域に指定されているため、令和2年度から類型IIへ変更している。
 ※ 嘉手納B局は令和2年度に測定局を新設している。それに伴い、令和2年度から嘉手納局は嘉手納Aへと名称を変更している。

*1: Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

1日の間に観測された個々の航空機騒音の単発騒音レベル(LAE)を昼・夕・夜の時間帯別に補正した後にエネルギー加算し、1日の時間平均をとってレベル表示したものをいう。単位はデシベル(dB)。

Ldenのdはday、eはevening、nはnightを表す。昼夕夜平均騒音レベルともいう。

*2: Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価持続感覚騒音レベル) は、国際民間航空機関(ICAO)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位で、1日の平均騒音ピークレベルに時間帯別発生回数等を加味したものであり、日本における航空機騒音に係る環境基準の評価に使用されていた。

普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果（令和4年度）

No.	測定局名	測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden(dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大ピークレベル (dB)	測定期間	測定 日数	管理者
		設置場所	用途地域	類型	Lden(dB)							
1	野 嵩	宜野湾市野嵩 野嵩一区公民館	第一種中高層 住居専用	I	57	57 (59)	72 (74)	23.5 (23.6)	112.4 (110.5)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
2	愛 知	宜野湾市愛知 愛知区公民館	準住居	II	62	46 (47)	60 (62)	11.5 (13.8)	98.1 (103.5)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
3	我如古	宜野湾市我如古 宜野湾市民図書館	第一種中高層 住居専用	I	57	48 (51)	62 (64)	11.9 (13.1)	100.5 (103.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	364	(沖縄県)
4	上大謝名	宜野湾市大謝名 上大謝名公民館	第一種低層 住居専用	I	57	63 (65)	79 (82)	34.2 (33.5)	118.8 (123.5)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
5	新 城	宜野湾市新城 普天間中学校	第一種中高層 住居専用	I	57	56 (58)	70 (72)	31.6 (30.3)	107.3 (108.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
6	宜野湾	宜野湾市宜野湾 宜野湾区公民館	第一種中高層 住居専用	I	57	49 (50)	63 (64)	21.6 (21.9)	99.9 (98.1)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
7	真志喜	宜野湾市真志喜 真志喜地区学習等供 用施設	第二種中高層 住居専用	I	57	54 (55)	68 (69)	20.3 (21.7)	101.1 (102.7)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(宜野湾市)
8	大 山	宜野湾市大山 民間会社	近隣商業	II	62	54 (55)	68 (70)	13.6 (14.3)	97.9 (99.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄県)
9	菰 道	北中城村菰道 菰道公民館	未指定	I	57	54 (54)	69 (69)	23.0 (22.8)	112.7 (113.3)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(北中城村)
10	大 城	北中城村大城 大城公民館	未指定	I	57	53 (54)	68 (68)	28.2 (28.5)	106.4 (111.8)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(北中城村)
11	熱 田	北中城村熱田 熱田公民館	第一種低層 住居専用	I	57	50 (51)	64 (64)	18.7 (18.8)	100.8 (103.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(北中城村)
12	比屋根	沖縄市比屋根 比屋根小学校	未指定	-	-	46 (46)	61 (60)	18.3 (14.4)	105.1 (99.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(沖縄市)
13	牧 港	浦添市牧港 牧港小学校	第一種中高層 住居専用	I	57	50 (50)	64 (64)	15.5 (13.2)	97.5 (101.2)	R4.4.1 ~ R5.3.31	365	(浦添市)
14	当 山	浦添市当山 当山小学校	第一種低層 住居専用	I	57	49 -	63 -	4.8	94.8 -	R4.4.1 ~ R5.3.31	288	(浦添市)
15	内 間	浦添市内間 内間小学校	第一種中高層 住居専用	-	-	50 (43)	63 (57)	8.5 (3.0)	101.2 (94.9)	R4.4.1 ~ R5.3.31	343	(浦添市)

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

※ 表中の()内の数値は前年度(令和3年度)の値を示す。令和3年度の当山局は通年欠測、内間局は参考値(欠測期間が2ヶ月以上)。

※ 常時測定局のうち測定日数が365日(1年)に満たないものは、停電や機器の故障もしくは台風等による欠測などの理由による。

令和4年度の当山局は欠測期間が2ヶ月を超えるため参考値扱い(欠測率21.1%)。

(2) 嘉手納基地騒音差止等請求事件（いわゆる「第1次嘉手納爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

昭和57年2月、沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市及び石川市*1にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民（当初601人、最終907人）が、米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国を相手に、提訴した。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり甚大な爆音にさらし、その健康を害し、生活環境を破壊させたとして、主に次の4つの項目について主張した。

(ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。

(イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。

(ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として1人当たり115万円支払うこと。及び将来の損害賠償を支払うこと。

(エ) 住民地域上空での発着や演習を含めて飛行を禁止すること。

イ 第一審判決

平成6年2月、一審の那覇地方裁判所は、次のような趣旨の判決を出し、原告907名のうち、768名について総額で約8億円余りの賠償を認めた。

(ア) 原告は、国に米軍機の飛行差止めを請求することはできない。

(イ) 被害はWECPNL値80以上の地域で受忍限度を超えており、国は損害賠償責任がある。

*1:平成17年4月に、具志川市、石川市、勝連町、与那城町が合併し、うるま市となっている。

しかし、身体的被害を認めることは困難である。

(ウ) 将来の損害賠償については、訴えの要件を欠き、不適法である。

(エ) 対象区域内に転入した原告は、被害を認識していたか、認識しなかった過失があり（「危険への接近」の法理を適用し、）過失相殺により、減額とする。

ウ 控訴と第二審判決

原告側は直ちに控訴し、飛行差止め、WECPNL値75以上の損害賠償責任、身体への健康被害などを争点にして争った。特に、身体的被害については、県が実施してきた「航空機騒音による健康影響調査」を原告側の証拠として提出し、精神的被害にとどまらず、身体的被害が明らかであることを強く主張した。

平成10年5月22日、控訴審の福岡高等裁判所那覇支部は、次のような趣旨の判決を出し、国及び原告が上告しなかったため、判決は確定した。

(ア) 国は、米軍の飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限しうる権限はなく、飛行差止めの主張自体失当である。

(イ) 身体的被害については、その疑いはあるものの、断定することまではできず、認めることはできない。

(ウ) 類型Ⅰの地域においてはW値75以上の地域、類型Ⅱの地域においては80以上の地域に居住し、又は居住していた原告の被害が受忍限度を超えるものと認める。

(エ) (基地が集中する沖縄の特殊事情から) 危険への接近の法理の適用又は過失相殺の類推適用はしない。

(オ) 原告907人のうち867人について、総額13億7,300万円の賠償を認めた(基本月額を一部増額し、地域の範囲を拡大した)。

(3) 嘉手納基地騒音差止等請求事件(いわゆる「第2次嘉手納爆音訴訟」)

ア 訴訟の内容

平成12年3月に沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、具志川市及び石川市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民(提訴当時5,544人)が米軍機の夜間飛行禁止や損害賠償などを求めて、国、米国防府を相手に、再度提訴した。

原告住民側は、国は米軍により嘉手納基地周辺の原告ら住民を長期にわたり激甚な爆音にさらし、その健康を害し生活環境を破壊させたとして、主に次の4つの項目について主張した。

(ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。

(イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。

(ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として1人当たり115万円、旧原告へ80万5,000円支払うこと。

(エ) 将来の損害賠償として原告1人につき34,500円/月支払うこと。

イ 第一審判決

平成17年2月、那覇地方裁判所は、次のような趣旨の判決を出し、認容原告3,881人について、総額で約28億円の賠償を認めた。

(ア) 航空機の離発着等の差止め請求については、国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから棄却する。

(イ) 損害賠償については、民事特別法第2条を根拠に国に損害賠償の請求ができる。

a W値85以上の各区域に居住する原告らは受忍限度を超えた精神的被害(騒音性聴力損失、その他原告らが主張する健康被害は認められない)を受けていると認める。

b 「危険への接近」の法理: 同法理を適用して国を免責することはできない(旧訴訟判決後に転入してきた1名のみ適用し減額)。

c 消滅時効: 訴え提起の日から3年前の平成9年3月26日までに発生した損害については時効により消滅する。

d 損害賠償基本月額: W値95以上: 18,000円

W値90以上: 12,000円

W値85以上: 9,000円

注: 住宅防音工事の助成による減額あり。

e 将来の損害賠償請求: 現時点において認定することが困難であるから却下する。

ウ 控訴と第二審判決

原告側は過去分の賠償は認めたが、飛行差止めや将来分の賠償請求は避けた一審判決を不服として、福岡高等裁判所那覇支部に控訴した。これに対し、国は判決が騒音被害の違法性を認定し、過去分の賠償を命じたことを不服として控訴した。

平成20年10月に最終意見陳述等を行い結審した。平成21年2月27日、福岡高等裁判所那覇支部に

において、次のような趣旨の控訴審判決が言い渡された。

- (ア) 航空機の離発着等の差止請求については、国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当として棄却する。
- (イ) 外交交渉は、内閣において行うべき事務であり、行政権の行使であるから、民事訴訟の手続で外交交渉義務の確認を求めることはできず、同請求に係る訴えは不適法として却下する。
- (ウ) 将来の損害賠償請求に係る原告らの訴えは、不適法として却下する。
- (エ) 過去の損害賠償請求に関しては、W値75の区域のうち座喜味周辺及びそれより北の地域における騒音は受忍限度の範囲内であるが、それ以外のW値80及び75の各区域における騒音は損害の対象となるもの等と判断して、原判決を変更する。
- (オ) その結果、原告5,540人のうち5,519人について、総額56億2,692万円の賠償を認めた。

エ 上告と結審

平成21年3月11日、原告側は福岡高等裁判所那覇支部で言い渡された控訴審判決を不服として、一部の住民が最高裁判所に上告したが、平成23年1月27日、最高裁判所第1小法廷は原告側の上告の棄却を決定し、控訴審判決が確定した。

(4) 嘉手納基地爆音差止等請求事件（いわゆる「第3次嘉手納爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

平成23年4月に沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、うるま市にまたがる嘉手納飛行場周辺の住民（提訴当時22,058人）が米軍機の夜間・早朝の飛行差止めや損害賠償などを求めて、国を相手に、提訴した。

原告住民側は、米軍及び被告国の行為によって、原告らの人格権、環境権、平和的生存権が著しく侵害され、航空機騒音曝露によって周辺住民に対し身体的被害をはじめとする様々な被害を受けているとして、主に次の4つの項目について主張した。

- (ア) 午後7時から午前7時までの間の夜間・早朝の全面的な飛行を差し止める。
- (イ) 午前7時から午後7時までの間の日中の爆音を65デシベル以下におさえること。
- (ウ) 過去、現在にわたる損害賠償として第2次訴訟に参加していない新原告へ1人当たり207万円、第2次訴訟に参加した旧原告へ178万2,500円支払うこと。
- (エ) 将来の損害賠償として原告1人につき57,500円/月支払うこと。

イ 第一審判決

平成29年2月、那覇地方裁判所は、次のような趣旨の判決を出し、原告約22,000人に対して総額約302億円の賠償を認めた。

- (ア) 航空機の離発着等の差止請求については、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから棄却する。
- (イ) 将来の損害賠償請求に係る原告らの訴えは、不適法であるから却下する。
- (ウ) 損害賠償基本月額：W値95以上：35,000円
W値90以上：25,000円
W値85以上：19,000円
W値80以上：13,000円
W値75以上：7,000円
注：住宅防音工事の助成による減額あり。

ウ 控訴と第二審判決

平成29年3月、原告と被告の国が、第一審判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部に控訴し、令和元年9月11日に、控訴審判決が福岡高等裁判所那覇支部であり、次のような趣旨の控訴審判決が言い渡された。

- (ア) 航空機の離発着の差止請求及び航空機騒音の到達の差止請求については、棄却する。
- (イ) 将来の損害賠償請求に係る原告らの訴えは、却下する。
- (ウ) 損害賠償基本月額：W値95以上の区域：22,500円
W値90以上95未満の区域：18,000円
W値85以上90未満の区域：13,500円
W値80以上85未満の区域：9,000円
W値75以上80未満の区域：4,500円
注：住宅防音工事の助成による減額あり。

(エ) 過去の損害賠償請求に関しては、W値75以上の原告について、賠償請求を認めたが、一審判決から3割前後減額。賠償総額は約261億2,577万円。

エ 上告と結審

原告側は福岡高等裁判所那覇支部で言い渡された控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告したが、令和3年3月23日、最高裁判所第3小法廷は原告側の上告を棄却し、控訴審判決が確定した。

(5) 嘉手納基地爆音差止等請求事件（いわゆる「第4次嘉手納爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

令和4年1月28日に、嘉手納飛行場周辺の住民（提訴当時35,566人）が米軍機の夜間・早朝の飛行差止めや損害賠償などを求めて、国を相手に、提訴した。

訴訟の主な内容は以下のとおり。

- (ア) 午後7時から午前7時までの間、航空機の離発着、エンジン作動をさせないこと
- (イ) 1日の航空機騒音をLden45デシベルを超える騒音を到達させてはならないこと
- (ウ) 過去及び将来分の損害賠償として原告1人につき55,000円/月を支払うこと。

(6) 普天間米軍基地爆音差止等請求事件（いわゆる「普天間爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

平成14年10月29日に、普天間飛行場周辺の住民（当初200人、最終396人）が国と普天間飛行場基地司令官を被告とする訴訟を提訴した。

訴訟の内容は、以下のとおり。

- (ア) 午後7時から翌日7時までの飛行と55デシベルを超えるエンジン調整を禁止する。
- (イ) 環境基本法に基づく騒音測定を実施する。
- (ウ) 午前7時から午後7時まで65デシベル以上の航空機の騒音を禁止する。
- (エ) 過去の賠償及び結審から1年分の将来の賠償等の支払いを求める。

イ 基地司令官に対する判決

平成16年6月、那覇地方裁判所は、基地司令官と国に対する審理を分離することを決定、同年9月、普天間飛行場司令官に対する訴えについて「民事裁判権は及ぶが直接被害者に損害賠償責任を負わない」とする一審判決が出された。

原告は判決を不服とし、即日控訴したが、平成17年9月、福岡高等裁判所那覇支部は原告の請求を棄却、翌月、原告が上告した。

平成18年2月、最高裁判所は、原告側の上告を棄却、住民側の請求が棄却された二審の福岡高等裁判所那覇支部判決が確定した。

ウ 国に対する判決

平成20年6月、那覇地方裁判所は、過去分の損害賠償総額約1億4,600万円を国に命じた。しかしながら、将来分の賠償は請求権がないとし、夜間離着陸の飛行差止め、日中・夜間の騒音規制、騒音測定の実施については棄却した。

同年7月に原告及び国が一審判決を不服として控訴し、平成22年1月28日、最終意見陳述等を行い結審した。平成22年7月29日、福岡高等裁判所那覇支部において、次のような趣旨の控訴審判決が言い渡された。

- (ア) 原告らは、現行法制度上、普天間飛行場の航空機騒音について、差止請求という法形式による司法的救済を求めることはできない。
- (イ) 普天間飛行場周辺においては、航空機騒音に低周波音が含まれることにより、精神的苦痛が増大させられている。
- (ウ) 危険への接近の法理による免責・損害賠償額の減額をいう被告の主張は、理由がない。
- (エ) 将来の損害賠償請求に係る訴えは、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないから、不適法として却下すべきである。
- (オ) 原告らは、本土復帰の日から現在まで、それぞれW80区域又はW75区域に居住している間、航空機騒音のため、W80区域ではかなり大きな騒音に、W75区域では大きな騒音に、いずれも高い頻度で曝露されている。
- (カ) その結果、原告396人のうち386人について、総額約3億6,900万円の賠償を認めた（第一審認容額の約2.5倍）。

エ 上告棄却

控訴審判決を不服とした原告10人が、同年8月11日、棄却された飛行差止めと騒音測定を求めて最高裁判所に上告したが、平成23年10月11日、最高裁判所は上告棄却を決定し、第二審判決が確定した。

(7) 普天間米軍基地爆音差止等請求事件（いわゆる「第2次普天間爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

平成24年3月30日に、普天間飛行場周辺の住民3,129人が国を被告とする訴訟を提起した。
請求骨子は、以下のとおり。

- (ア) 国は原告の居住区に午後7時から午前7時までの間、米軍普天間飛行場の使用によって生じる40デシベルを超える一切の騒音を到達させてはならない。
- (イ) 国は原告の居住区に午前7時から午後7時までの間、65デシベルを超える一切の騒音を到達させてはならない。
- (ウ) 国は1次訴訟からの原告には89万8,112円、2次訴訟からの原告には124万2,000円を遅延損害金を含めて支払え。
- (エ) 本訴訟口頭弁論終結から1年経過するまで、1人月額3万4,500円を支払え。

イ 訴えの追加

平成24年12月13日、原告は、普天間飛行場から居住地域に到達している騒音を国が放置していることは「憲法違反」だとして、違憲確認を訴状の請求に追加した。

ウ 第一審判決

平成28年11月、那覇地方裁判所は、次のような趣旨の判決を出し、原告約3,400人に対して総額約24.6億円の賠償を認めた。

- (ア) 差止請求は、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから棄却する。
- (イ) 将来の損害賠償請求に係る訴えはいずれも不合法であるから却下する。
- (ウ) 損害賠償基本月額:W値80以上:13,000円
W値75以上:7,000円

注:住宅防音工事の助成による減額あり。

エ 控訴と第二審判決

平成28年11月、原告と被告の国が、第一審判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部に控訴し、平成31年4月16日に、控訴審判決が福岡高等裁判所那覇支部であり、次のような趣旨の控訴審判決が言い渡された。

- (ア) 米軍機の飛行差し止めは棄却する。
- (イ) 将来の損害賠償請求は、却下する。
- (ウ) 損害賠償基本月額:W値80地域:9,000円
W値75地域:4,500円
- (エ) 過去の損害賠償請求額に関しては、一審判決より減額された約21億2,160万円。

オ 上告棄却

原告側は、控訴審判決を不服として、平成31年4月26日、棄却された飛行差し止めを求めて最高裁判所に上告したが、令和2年7月8日、最高裁判所は上告を棄却し、第二審判決が確定した。

(8) 普天間米軍基地爆音差止等請求事件（いわゆる「第3次普天間爆音訴訟」）

ア 訴訟の内容

令和2年12月25日に、普天間飛行場周辺の住民4,182人(提訴当時)が国を被告とする訴訟を提起した。

請求骨子は、以下のとおり。

- (ア) 午後10時から午前6時までの航空機騒音の禁止。
- (イ) 午前6時から午後10時までは65デシベル以下の騒音とすること。
- (ウ) 1人あたり月額3万3千円の賠償と判決確定から1年間の将来分も求める。

(9) 公平補償問題

平成10年5月のいわゆる第1次嘉手納爆音訴訟の判決が確定し、原告に対し賠償金が支払われたことを受け、裁判の原告に加わらなかった周辺住民に不公平感が広まった。

平成11年2月に嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会具志川支部(当時会員数400名)、同年6月嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(石川市住民、当時会員数1,200名)、同年8月沖縄市宇池原嘉手納基地爆音被害公平補償を求める会(当時会員数1,450名)が発足した。

県は、平成12年10月20日、那覇防衛施設局に対し、嘉手納基地爆音訴訟に加わらなかった住民の受忍限度を超える過去の騒音被害に対し適切な措置を講じるよう要請し、同年12月に来県した当時の橋本沖縄開発庁長官や斉藤防衛庁長官に要請を行うとともに、機会ある毎に日本政府に対し、同様な要

請を行った。

日本政府は、今後の採るべき施策を検討するため、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を設置し、平成13年9月の第1回会合以来、9回の会合が開催された。

平成14年7月には懇談会の報告書を取りまとめており、県が要請した公平補償の問題については、「金銭補償に関しては慎重な検討が必要であり、訴訟に参加しなかった住民から更なる理解が得られる可能性の高い施策が有れば、その施策の実施を追求すべきである。施策の例として、空調機（エアコン）稼働に伴う電気料金低減のため、家庭用太陽光発電システムを住宅防音工事の一環として補助することを実施することが挙げられる。」という趣旨の意見が出された。

この提言を受ける形で、国は、住宅防音工事で設置した空調機器の電気料金の負担を軽減するための施策として、住宅防音事業の一環として太陽光発電システムの設置助成を実施することについての検討を行うため、当該システム助成に係るモニタリング事業を平成15年度から平成18年度まで実施した。また、同システムの設置助成については、平成21年度において、同システムの設置に伴う技術的な電圧上昇などの問題点を総合的に評価するための調査を実施した。

国は、平成21年度までの調査の結果、同システムの適正な設置規模等について成果を得たものの、同システムの設置に伴う技術的な問題があったことから、引き続き技術開発等の動向を注視するなどの検討が必要な状況にあるとしている。

(10) 航空機騒音対策等について

航空機騒音問題に対応するため、国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）に基づいて、自衛隊並びに駐留軍の使用する飛行場等の周辺において、航空機の騒音が著しいと認められる区域に所在する住宅の所有者または居住者が、住宅の防音工事を行うときは、その工事について一定の基準により助成を行うこととしており、基地周辺の学校等公共施設や民間住宅への防音工事の助成を実施している。

また、米軍もこれまでに消音器及び防音施設の設置や、低騒音エンジンへの切替え、アフターバーナーの使用制限、また、地元から要望のある年間行事の際の飛行訓練の制限等の対策を講じてきたが、抜本的な航空機騒音問題の解決には至らなかった。

このようなことから、県はこれまで訪米要請等のあらゆる機会を通じて、日米両政府に対し航空機騒音問題の解決を強く求めてきた。これを受け、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されたが、県、関係市町村が求めている午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとされるなど、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告においては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺からの航空機騒音の軽減を図るため、以下の「騒音軽減イニシアティブ」を実施することとしている。

ア 嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する（平成29年1月移駐完了）。また、MC-130航空機を平成8年12月までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する（実施済み）。

イ 平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を設置する（実施済み）。

ウ 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を実施する（実施済み）。

エ 普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。（実施済み。実際には15機）

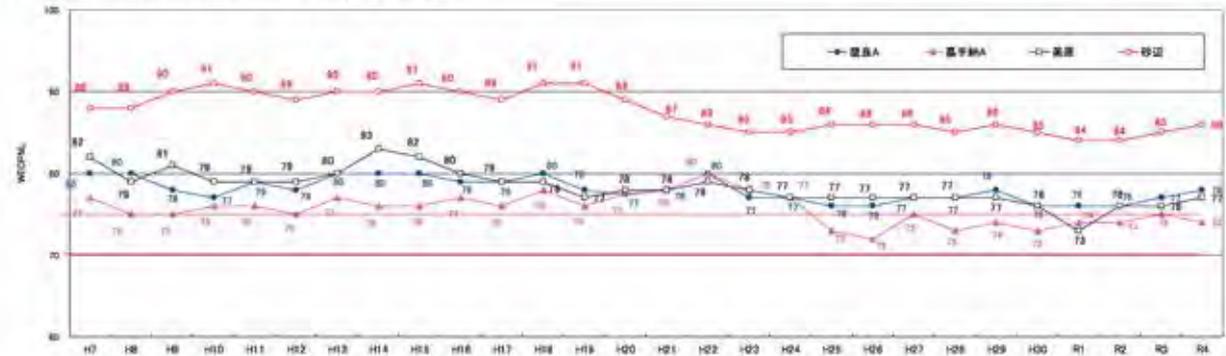
嘉手納及び普天間飛行場におけるWECPNLの年度推移（平成7年度～令和4年度）

①嘉手納飛行場周辺

測定地点	標準値	WECPNL(うるさき指数)																											
		合算値																											
基準値	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
屋良A	70	80	80	78	77	79	78	80	80	78	79	80	78	77	78	80	77	77	76	76	77	77	78	76	76	76	76	77	78
嘉手納A	70	77	75	75	78	76	75	77	76	76	77	76	78	76	77	78	80	78	77	73	72	75	73	74	73	74	74	75	74
美原	70	82	79	81	78	79	78	80	83	82	80	79	79	77	78	78	78	78	77	77	77	77	77	77	76	73	76	76	77
砂辺	75	88	88	90	91	90	89	90	90	91	90	89	91	91	89	87	86	85	85	86	86	85	86	85	84	84	85	86	

測定地点	基準値		合算値																									
	H7	H8	夜間22時～午前7時までの騒音発生回数(月平均)																									
屋良A	324.0	201.0	92.0	82.4	113.4	106.7	211.0	178.5	169.8	125.6	111.1	128.3	82.2	101.4	111.0	86.9	101.7	86.9	116.8	142.8	104.8	127.2	125.5	104.3	85.2	112.7	164.5	140.0
嘉手納A	170.8	133.8	131.2	138.4	138.5	124.6	200.2	202.8	218.1	197.1	203.8	155.3	222.0	400.7	472.0	484.7	467.9	411.8	106.3	133.5	118.1	113.8	78.9	100.6	89.9	116.2	148.8	78.5
美原	86.0	45.0	87.8	57.4	85.1	84.4	193.4	186.4	181.6	195.8	90.8	84.7	89.7	73.7	83.3	71.5	68.4	58.5	67.4	84.0	85.7	108.8	109.0	91.4	78.5	71.2	88.8	83.3
砂辺	189.0	248.0	121.0	93.7	105.8	45.2	159.7	147.4	140.7	131.5	85.3	86.7	52.3	21.8	121.8	136.3	143.5	121.2	112.5	77.5	77.8	88.0	88.0	76.8	83.1	89.0	100.7	78.5

※平成7年度から平成30年度までの間で継続して測定している測定所について比較した。



②普天間飛行場周辺

測定地点	標準値	WECPNL(うるさき指数)																											
		合算値																											
基準値	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
野実	70	78	77	76	77	77	78	76	74	72	74	73	77	77	77	76	73	72	72	71	70	71	72	74	73	73	74	72	
上大瀬名	70			83	84	83	84	87	82	82	79	81	81	85	83	83	86	81	82	80	80	78	79	77	84	80	83	82	79
新城	70			73	72	72	70	72	73	72	70	69	77	73	73	72	70	71	68	68	68	69	68	71	70	70	72	70	

測定地点	基準値		合算値																									
	H7	H8	夜間22時～午前7時までの騒音発生回数(月平均)																									
野実	89.0	21.0	11.0	14.6	15.0	13.6	8.0	7.7	10.0	7.9	12.1	10.2	4.6	11.8	21.8	22.1	10.9	7.5	8.7	14.0	8.9	21.4	21.1	21.1	11.8	13.2	15.9	16.8
上大瀬名			14.8	10.0	21.6	33.0	46.9	88.7	75.6	63.8	43.6	48.4	42.6	26.5	44.5	86.3	55.8	36.1	37.4	25.4	15.7	22.3	32.5	34.4	19.5	22.8	22.6	27.4
新城			19.2	47.1	31.8	13.5	5.7	81.5	98.5	53.3	64.8	59.8	33.9	40.5	38.1	28.1	34.4	30.1	10.7	20.4	13.0	24.7	28.1	34.6	16.8	26.7	24.9	26.0

※平成7年度から平成30年度までの間で継続して測定している野実局と、規制措置合意後に設置した上大瀬名局と新城局について、騒音発生状況を記載した。



嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について
(平成8年3月28日 外務省)

本日開催された日米合同委員会において、航空機騒音対策分科委員会の勧告を受け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が別紙1及び別紙2のとおり承認された。

別紙1

(全文仮訳)

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路^{*1}は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式^{*2}による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入^{*3}。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔より別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグ^{*4}へ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路5L/23Rへ有視界飛行方式経路で飛行するKC-135は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
 - e 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーション^{*4}で飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
 - f 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数は、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - g アフター・バーナー^{*5}の使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
 - h 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
 - i 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。

*1：「解説：場周経路」（55頁）を参照。

*2：航空交通管制官の指示を受けずにパイロット独自の判断で飛行すること。

*3：計器飛行（航空機の飛行経路、飛行高度、飛行方法など、常時航空交通管制機関の指示を受けながら飛行する）により安全かつ秩序よく進入し着陸するための一連の飛行方式。ADF（NBD）進入方式、VOR進入方式、VOR/DME進入方式、ILS進入方式などがある。NBD、VOR、DME、ILSは電波を使用して航空機に飛行コース等を知らせるシステムのこと。

*4：航空機の脚などを引っ込めた状態（形状）のこと。

*5：エンジンの排気に燃料を流して点火させることでエンジン推力を増加させるものであり、燃料の消費は著しく増大する。

- j 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
 - k 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
 - l エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。
 - m 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
 - n 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。
4. 責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。
- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
 - b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
 - c 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
 - d パイロットに上記3. に述べられている措置を遵守させる。
5. 対外関係
- a 第18航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
 - b 第18航空団司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

別紙2

(全文仮訳)

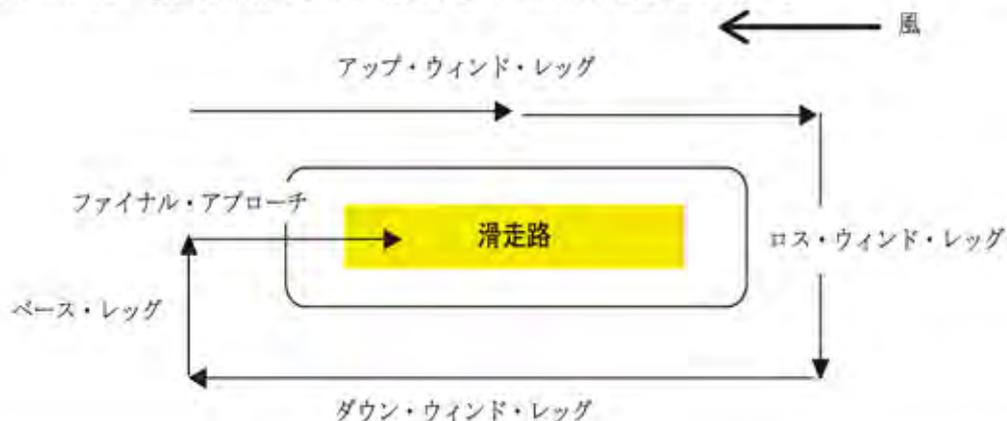
普天間飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の普天間飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
 2. 普天間飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措置
- a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する。
 - b 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 普天間飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数は、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
 - e アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
 - f 普天間飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
 - g 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。

- h 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
 - i 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
 - j エンジン調整は、できる限りエンジン・テスト・セル（サイレンサー）を使用する。
 - k 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
 - l 普天間飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。
4. **責任**：司令官は以下の事項が行われることを確保する。
- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
 - b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
 - c 普天間飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
 - d パイロットに上記3. に述べられている措置を遵守させる。
5. **対外関係**
- a 普天間飛行場司令官、その部下及び普天間飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
 - b 普天間飛行場司令官は、地元公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

解説：場周経路 (Traffic Pattern)

着陸する航空機の流れを整えるために、滑走路周辺に設定された飛行経路で、通常は左旋回の経路である。【嘉手納飛行場は右旋回が多い(下図は右旋回の例)。】



2 PCB等有害廃棄物

(1) PCB検出事件

平成8年3月19日、那覇防衛施設局から県に、平成7年11月30日付けで返還された米軍恩納通信所跡地の既存建築物の解体及び土地の復元工事中に、汚水処理槽内の汚泥や流出口付近からカドミウム、水銀、PCB、鉛、ヒ素等の有害物質が検出されたとの報告があった。

報告によると、カドミウム、水銀の有害物質2項目については、いずれも基準値を超えていた。PCB及び鉛については、これらの基準値が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に基づく溶出試験によるとされているため、この時点での基準値との比較はできなかった。

県では同年3月、汚水処理槽内汚泥、公共用水域の水質、底質、通信所跡地の近隣農用地土壌及び周辺集落の湧水等をサンプリングし、有害物質8項目について、廃棄物としての観点から廃棄物処理法に基づく検査（溶出試験）を実施した。

その結果、水銀が「特別管理産業廃棄物の判定基準」を超えていたが、PCB等その他の項目については基準値内であった。

その後、汚泥の処分に当たって、那覇防衛施設局が汚水処理槽内の汚泥等の詳細な検査（溶出試験）を行ったところ、PCBについては5検体中4検体、水銀については5検体中3検体が基準値を超えていたが、有害物質による汚染は汚水処理槽内の汚泥に限定されていることが明らかになった。

県は、汚泥の処理方法について関係機関と協議するとともに、同年11月、那覇防衛施設局に対して当該汚泥の適正処理について要請を行った。

汚泥の処理については、那覇防衛施設局が責任を持って行き、処理方法については、県と協議しながら検討を進めることが確認された。それを踏まえ、那覇防衛施設局は、汚泥処理槽を米軍基地内に一時保管することについて米軍と協議したが、日米地位協定では施設の返還に際しては原状回復義務がなく、返還後に発見された問題であるとして、米軍は引取りに難色を示した。

そのため県は平成9年10月、防衛施設庁長官に対して、恩納通信所跡地内における汚泥の早期撤去、及び有害物質等の環境対策への万全の措置を講ずるよう要請を行った。

これに対し、防衛施設庁は、航空自衛隊恩納分屯基地内の国有地に汚泥を移送し一時保管することを決定、平成10年3月11日、約104トン（ドラム缶694本）のPCB含有汚泥の搬送が完了した。

平成14年4月12日には新たに、自衛隊から、米軍から返還後使用している航空自衛隊恩納分屯基地内の旧汚水処理施設からPCBが検出されたとの報告があり、同日、県、自衛隊、那覇防衛施設局が現場確認調査を実施した。自衛隊の説明によると、旧汚水処理施設7箇所のうち、5箇所の汚泥からPCBが検出され、そのうちの1箇所が埋立処分基準値を超えているとのことであった。

周辺への汚染の有無を確認するため、県は、平成14年5月に恩納分屯基地周辺の河川等でPCB検出調査を実施したが、PCBは不検出であった。

旧汚水処理施設から出たPCB含有汚泥は、約215トン（ドラム缶1,112本）にのぼり、平成15年3月末日までに、航空自衛隊恩納分屯基地内の保管庫へ搬送された。（同保管庫全体の保管量は計約320トン（ドラム缶1,806本））

これらのPCB含有汚泥については、国と恩納村の間で、航空自衛隊恩納分屯基地内に処理施設を設置し処理することで調整が進められ、平成16年9月、恩納村長が、処理水を恩納村内の河川等に放流・排出しないこと等を条件に受入れを表明した。

那覇防衛施設局は処理施設の設置に係る契約事務を進めていたが、北九州市にある日本環境安全事業（株）北九州事業所（現：中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）北九州PCB処理事業所）が、平成20年度からPCB含有汚泥の処理事業を開始する見込みとなったことから、恩納村長は那覇防衛施設局長に対し、村内で処理することなく、北九州市の同事業所において早期に処理するよう要請し、それを受けた那覇防衛施設局が関係機関と調整した結果、同事業所へのPCB含有汚泥の処理委託が決定され、恩納村における処理施設の設置計画は取り止められた。

平成24年3月には、ドラム缶2本分が同事業所において試験的に処理され、平成24年度にはドラム缶10本が処理された。その後、環境大臣の認定を受けた無害化処理施設でPCB含有汚泥の処理が可能となったことから、沖縄防衛局は、民間の処理業者に処理を委託し、平成25年度末までに保管して



航空自衛隊恩納分屯基地内の保管庫に収納されているPCB含有汚泥のドラム缶

いた全てのPCB含有汚泥の処分を完了した。

(2) 在沖米軍基地内PCB廃棄物の米国への搬出プログラム及び処分

平成14年8月28日、米国防総省は、在日米軍管理下のPCB含有物資を米国に搬出し、処理するための「環境評価報告書(案)」を公表した。

公告縦覧手続を経て、同年12月18日、「環境評価報告書」が確定したことを受け、平成15年1月以降、PCB含有物資約1,400トンが日本から米国に向け搬出された。

在日米軍によるPCB含有物資が順次日本から米国へ搬出された。在日米軍によるPCB含有物資の米国への搬出状況は以下のとおり。

〈 参考 〉 PCB含有物資の日本から米国への搬出状況(令和6年1月末現在)

- 1 平成15年1月17日・・・米国製約23トンを空路にて搬出
- 2 平成15年3月9日・・・米国製約24トンを空路にて搬出
- 3 平成15年8月15日・・・使用済みとなっていたすべてのPCB含有物資(沖縄保管分を含む)を海路にて搬出(約1,123トン)
- 4 平成16年4月10日・・・平成15年8月の搬出以降に新たに使用済みとなったすべてのPCB含有物資(沖縄保管分を含む)を海路にて搬出(約230トン)
- 5 平成17年7月23日・・・平成16年4月の搬出以降に新たに使用済みとなったPCB含有物質を海路にて搬出(量は不明)
- 6 平成20年1月26日・・・本州に保管されていた日本製PCB含有物質を海路にて搬出(量は不明)
- 7 平成20年3月15日・・・沖縄及び本州に保管されていたPCB含有物質を海路にて搬出(量は不明)
- 8 平成20年9月6日・・・沖縄及び本州に保管されていたPCB含有物質を海路にて搬出(約170トン)
- 9 平成20年10月11日・・・沖縄及び本州に保管されていたPCB含有物質を海路にて搬出(約70トン)
- 10 平成20年12月6日・・・沖縄及び本州に保管されていたPCB含有物質を海路にて搬出(約50トン)
- 11 平成24年3月21日・・・平成21年1月以降米国製のPCB含有物質を搬出(第180回国会 沖縄北方特別委員会外相発言)(約29.5トン)

平成24年3月以降、在日米軍管理下のPCB含有物資が米国に搬出された報告はない。

米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準(JEGS)に基づき米軍が保管及び処分を行うこととなっており、県はこれまで、軍転協や渉外知事会等をとおして米軍施設及び区域内のPCB廃棄物及び使用製品について、米軍が適切かつ計画的に処分するよう国に対して求めている。

一方、令和5年7月、在沖米軍にPCB含有物資が残っている可能性があるとの報道があったことから、県は国に対し、在沖米軍のPCB廃棄物の保管及び処分状況について照会した。これに対し、米側に確認を行っているとの回答があり、県は引き続き、適切な対応を国に働きかけていく。

(3) 北谷町のドラム缶投棄事件

平成14年1月30日、北谷町から県に対し、北谷町桑江中学校近くの基地返還跡地から「ドラム缶に入ったタール状物質」が発見されたとの連絡があった。県は当該物質投棄の原因者特定のために、米軍提供当時の諸資料や情報の提供を那覇防衛施設局に依頼するとともに、成分分析のためのサンプリングや周辺の土壌、河川、海域、地下水についての環境調査を実施した。

県は国に対し、状況を一刻も早く改善するために国が早急に対策を講ずるよう要請した。同年2月には、防衛施設庁長官から国が早急に対策を執ることを決定した旨の発言があり、那覇防衛施設局も国の責任で対処する旨の発表を行った。また、北谷町はドラム缶の撤去、移動を開始した。

県は同年3月にタール状物質等の分析結果の最終報告を行い、今回の事件において、環境への影響はほとんどないものと考えているとのコメントを発表した。

同年5月から6月にかけてドラム缶の収集、運搬、及び処分業務等が北谷町から那覇防衛施設局に移され、10月に終了した。

なお、発見されたドラム缶187本及びドラム缶28本相当のタール状物質等については、約8,400万円の費用を要して処分された。

(4) 油脂類の漏出事故

油脂類の流出による水域等の汚染については、復帰後昭和51年の年間13件をピークに、昭和52年から平成6年までは年間0件から1件まで減少してきた。

平成7年以降は、平成21年の11件が最も多く、2件から11件の間で推移している。

最近の主な事故としては、平成26年12月10日にキャンプ瑞慶覧で車両が追突し、ジェット燃料約150ガロン（約570リットル）が流出した事故、平成27年9月16日に普天間飛行場で燃料ポンプシステムの不具合によりディーゼル燃料約200ガロン（約760リットル）が流出した事故、平成28年6月15日に普天間飛行場でジェット燃料約1,825ガロン（約6,900リットル）が流出した事故がある。

平成28年6月以降、在沖米軍施設・区域内で燃料流出事故が発生した報告はない。

(5) 嘉手納弾薬庫地区返還跡地六価クロム等検出事件

平成11年6月、嘉手納弾薬庫地区返還跡地からカドミウムが検出されたとの新聞報道がなされた。

このことに対し、那覇防衛施設局は、「5月14日から6月23日にかけて土壌分析調査等を実施し、一部で六価クロム及び鉛で環境基準値以上の数値が出たが、周辺に広げた調査では検出されず、汚染とは認識していない。」との説明が県、関係市町村、地主になされた。

地主から「過去に返還された土地に係る環境調査の実施、今回の調査結果の公表」等の要望が出され、那覇防衛施設局施設部長と読谷村長との間で「国は、今回の返還対象地区で米軍の活動に起因する有害物質、その他土地所有者等に影響を及ぼすような物質が発見された場合は適切に処理をする。その調査、処理については、国の責任で実施し、土地所有者等に費用等、何らの負担をかけないものとする。」との内容の覚え書きが取り交わされた。

(6) キャンプ桑江北側返還跡地における土壌汚染

平成15年3月、キャンプ桑江（北側部分）約38.4ヘクタール及び陸軍貯油施設（桑江ブースター・ステーション地区）約1.1ヘクタールが返還された。

那覇防衛施設局において、土壌汚染対策法に基づき返還土地における土壌調査を実施したところ、基準値を超える特定有害物質（ヒ素、鉛、六価クロム）の検出、油分（軽油、ガソリン系類）・油臭の確認、古い機関銃弾等の発見がなされたほか、PCBが使用されている疑いのある安定器が回収された。那覇防衛施設局では、追加分の調査を行い、平成16年2月12日、新たに基準を超える特定有害物質（鉛）の検出及び油分（軽油）の確認がなされたとの調査結果を公表した。

これら特定有害物質の汚染土壌については土壌の入替えにより、油分の汚染土壌については石灰等を混入・攪拌するなどの対策により処理し、平成16年9月30日に土地所有者へ返還土地の引渡しが行われた。

その後の北谷町による返還跡地の不発弾などの磁気探査作業において、米軍のものと見られる小銃弾等が相次ぎ発見されたほか、燃料タンクや複数の油送管の発見に伴い、油分土壌汚染が確認されたが、現在では、桑江伊平土地区画整理事業が進められ、一部供用が開始されている。

(7) 沖縄市サッカー場の汚染問題

平成25年6月、沖縄市諸見里の市営サッカー場において、人工芝敷設工事中に土中から米国企業名が表記されたドラム缶が発見された。同地域は昭和62年に返還された米空軍嘉手納基地の一区画であり、ドラム缶が米軍の遺棄物である蓋然性が高いことなどから、沖縄防衛局、沖縄市及び沖縄県で調査を実施した。

その結果、土壌試料において、ヒ素等が土壌汚染対策法で定める特定有害物質の溶出量基準を超過し、ドラム缶の付着物において、ジクロロメタン等が廃棄物処理法で定める特定有害産業廃棄物の判定基準を超過した。またPCBや農薬類、ダイオキシン類、油分等も検出された。最終的に当該地から掘り出された108本のドラム缶等の廃棄物や汚染土及び廃棄物混じり土は平成29年4月までに全て沖縄防衛局により処分され、掘削後の窪地は清浄土等で埋め戻された。なお、埋設廃棄物の処理等により約10億円の費用を要した。



沖縄市諸見里の市営サッカー場から掘り出されるドラム缶

3 赤土等流出問題

赤土等の流出による河川・海域の汚染は、景観の損失や、生物の生育・生息環境の改変等生活環境、自然環境の悪化を招き、観光業や漁業等の産業にも大きな影響を及ぼしており、本県の環境保全上重要

課題となっている。

基地からの赤土等流出源は、主として基地内の工事や山林火災、演習等でできた裸地、未舗装の演習用道路等であり、県は、きめ細かな赤土等流出防止対策が講じられるよう、米軍に対し積極的に働きかけを行っている。

(1) 基地からの赤土等流出事例

ア キャンプ・シュワブ内連絡道路拡幅工事

平成4年5月、キャンプ・シュワブ内で基地間連絡道路の改修工事が行われていることが明らかになると同時に、名護市久志区の旧簡易水道取水源の赤土等汚染が問題となった。

県が調査を行った結果、工事造成された場所や工事中の場所において赤土等流出対策が実施されてはいるが不十分であり、また、沢への赤土等流出の跡が確認されるなど、同工事が汚染の原因の一つであると考えられた。

なお、地元名護市が実施した久志大川ダム地質調査ボーリングポイントでも同様に赤土等流出の跡がみられたことから、本件は複合的な汚染であると考えられた。

イ 楚辺通信所の移設工事

平成14年7月、キャンプ・ハンセンにおいて、楚辺通信所移設工事に関連する赤土等流出により、恩納村喜瀬武原区長浜川流域が汚染される事態が発生した。

本件については、那覇防衛施設局による濁水処理装置を用いた河川の浄化措置が講じられた。

ウ キャンプ・ハンセン内レンジ4における陸軍複合射撃訓練場建設工事

平成16年9月6日、キャンプ・ハンセン内レンジ4の造成工事現場より流出した赤土が、砂防ダムを越えて川に流れ出したことが確認された。

本件は米軍直轄の工事であったため、沖縄県赤土等流出防止条例の適用はないことから、県への赤土等流出防止計画の提出はなかった。外務省においては、住宅地域が近接しているため、米軍に対し、環境保全対策の徹底を申し入れており、米軍からは、「日本環境管理基準」に従い、同条例を考慮する旨の回答があった。

(2) 赤土等流出防止対策

県では、「沖縄県赤土等流出防止対策協議会」を設置し、県庁内各部局間の協議調整を行い、赤土等流出防止対策の強化を図っており、県からは、米軍施設・区域内においても演習や施設工事に伴い赤土等が公共用水域に流出することがないように、流出源又は流出の恐れのある場合においては十分な防止対策をとること、工事計画については、事前に県や関係市町村に対し、通知し、意見を徴すること、また関係機関が立入調査を必要とする場合の迅速な対応について要望した。これに対し、米軍は、赤土等流出等の問題から環境を保全・保護するため最大限努力し、あらゆる実行可能な手段をとること、周辺地域に影響を及ぼす恐れのある事案については、周辺自治体と相談していくこととしている。

基地内の開発は、沖縄県赤土等流出防止条例が適用される防衛省の提供施設の整備事業はもとより、同条例が適用されない米軍による直接開発行為についても、関係機関が互いに連携を密にし、情報交換を行いながら慎重に対処する必要がある。

4 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港

(1) 原子力軍艦（潜水艦等）の寄港状況

勝連半島の先端部に位置するホワイト・ビーチ地区は、神奈川県横須賀市、長崎県佐世保市とともに原子力軍艦の寄港地である。

本県における復帰後の原子力軍艦の寄港状況は、昭和47年6月、原潜フラッシャーの初寄港以来、令和4年12月末現在で626回となっている。

原子力軍艦の寄港は、昭和56年以降一時途絶えていたが、昭和61年8月の5年ぶりの寄港以来、毎年寄港を繰り返している。昭和61年から平成18年は、年間10回前後で推移していた



平成29年8月 ホワイト・ビーチ地区に寄港した原子力潜水艦「シャイアン」

が、平成19年に24回と急増し、平成20年には過去最高の41回を記録した。平成24年以降は減少傾向にあり、令和元年以降は、毎年10回前後で推移している。

地元うるま市（旧勝連町）では、原子力軍艦寄港の際の放射性物質流出による原子力災害の不安が大きいとして、市議会（旧勝連町議会）において、寄港反対、説明責任の履行及び日米地位協定の抜本的改定を求める決議及び意見書を採択し、アメリカ国防総省及び外務省など関係機関に要請してきた。

なお、復帰後、原子力軍艦の寄港時の放射能測定結果では、現在まで異常は認められていないが、昭和55年3月のロングビーチ（巡洋艦）の寄港時、晴天時の平均値を上回る放射線量が検出され、当該海域及び周辺海域の魚介類が売れなくなるなど、地域住民に大きな不安と被害を与えた。

また、平成20年8月には、ホワイト・ビーチに入出港していた「ヒューストン」が、ハワイで行われた定期点検で、2年間に渡り微量の放射能を含む冷却水を漏洩していたことが確認された。米側の発表によると漏洩した放射能は人間の健康、海洋生物、環境に影響を及ぼさないとのことであった。漏洩していたとされる2年間のホワイト・ビーチ寄港時の放射能測定結果は平常値だったが、軍用地転用促進・基地問題協議会等を通じ日米両政府へ再発防止・安全性の確保等について要請を行った。

原子力軍艦の寄港状況						令和4年12月末現在						
年次	S47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
寄港回数	7	3	—	—	1	1	—	1	5	1	—	—
年次	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7
寄港回数	—	—	3	10	11	3	9	4	7	17	18	7
年次	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
寄港回数	16	9	8	13	10	12	17	12	17	16	16	24
年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
寄港回数	41	32	31	28	39	26	28	23	21	17	26	10
年次	2	3	4									
寄港回数	4	9	13									
※各年次とも12月末現在												
※昭和47年は復帰（5月15日）後の寄港回数												

(2) 原子力軍艦（潜水艦等）寄港対策等

国は、原子力艦寄港地周辺住民の安全を確保するため、1968年（昭和43年）9月に「原子力軍艦放射能調査指針大綱（現、「原子力艦放射能調査実施要領（平成29年1月改定）」及び「原子力艦に係る環境放射線モニタリングについて（平成29年1月策定）」）」を制定し、寄港時調査（軍艦入港の24時間前から出港後海底土採取終了までの調査）、及び非寄港時調査（軍艦寄港時の放射能調査に対処するため、寄港時以外における放射線レベル監視測定を行なう通常調査と、四半期ごとに海水、海底土及び海産生物に含まれる放射能の長期的変化の調査）を行っている。県は、原子力軍艦の放射能調査を適時行い、迅速かつ適切な対策を講ずることを目的に、昭和48年4月に「沖縄県放射能対策本部」を設置し、所要の対策を講じている。

また、国は、平成14年4月の中央防災会議において、防災基本計画に「原子力艦の原子力災害」を追加しており、これを受け、県も平成19年3月、沖縄県地域防災計画の見直しを行い、原子力災害に対する予防、応急対策、復旧対策について、追加・修正を行っている。

原子力軍艦の寄港については、「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」に基づき、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に通報されることになっており、県は、外務省からの通報により、直ちにうるま市など関係機関に通報を行っている。事前通報のマスコミ等への公表については、平成13年9月11日に発生した米国の同時多発テロ以降、国の要請により控えているところであるが（令和4年12月末現在）、県は、渉外知事会を通じて、この措置を早期に解除するよう外務省に申入れを行ったが、同措置は継続中である。

5 枯葉剤問題

平成19年7月9日、新聞報道により、米軍がベトナム戦争で使用した猛毒のダイオキシンを含む枯葉剤を、1961年から1962年の間に北部訓練場などで散布、作業に携わった元米兵が前立腺がんの後遺症に認定されていたことが米退役軍人省の公式文書で明らかになったとされた。

また、平成23年8月6日の新聞報道で、1960年代から70年代前半の米軍普天間飛行場など県内の9つの米軍施設において、ベトナム戦争で使用された猛毒の枯葉剤が使用、貯蔵されていたとされ、その後

も元米軍人等の証言等に関する報道が続いた。

県は、枯葉剤に関する報道を受けて、外務省を通じて事実関係を照会したところ、枯葉剤の使用等に関する事実は確認されていないとの回答があったが、軍転協要請において、「退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、関係自治体へ説明を行うこと」を要請している。

6 米軍基地周辺の湧水等からの高濃度有機フッ素化合物（PFOS等）検出

(1) 経緯・概要

県企業局は、平成26年2月から浄水場及び水源においてPFOS等について検査を実施し、平成28年1月に比謝川等の水道水源から高濃度のPFOS及びPFOAが検出されたと公表した。これを受け、県環境部は平成28年度に、水道水源以外の河川や湧水等におけるPFOS等について県内の状況を把握するため、本島、先島など全県的に河川や湧水等のPFOS等調査を実施した。

県では、平成28年度の河川・湧水等調査結果を踏まえて、平成29年度からは高濃度のPFOS等が検出された米軍基地周辺の湧水等でPFOS等調査を実施してきており、これらの調査結果を踏まえ、令和元年6月に国に対し、PFOS等について早急に公共用水域・土壌などの環境基準値及び水道水質基準値等を設定することを求めたところ、令和2年5月に環境省は水質環境基準の要監視項目として新たに「PFOS及びPFOA」を追加し、PFOSとPFOAの合計で50ナノグラムパーリットル（以下「ng/L」とする）とする暫定指針値及び測定方法を定めた。

嘉手納飛行場、普天間飛行場及びキャンプ・ハンセン周辺の湧水等で高濃度のPFOS等が検出されていることについて県は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関しては、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から汚染源は両飛行場である蓋然性が高いと考えており、また、キャンプ・ハンセンに関しては、水源の調査結果において汚染源は同基地である可能性が示唆されている。

(2) 現状

県では、汚染源特定のため、1973年日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき、嘉手納飛行場については平成28年6月及び令和2年5月に、普天間飛行場については平成31年2月に、キャンプ・ハンセンについては令和3年12月に基地内への立入申請を行っているが、令和5年9月時点で未だ立入調査は実現していない。

また、平成29年度から県が実施している米軍基地周辺の湧水等におけるPFOS等の調査結果については、県環境保全課のホームページで公表しており、直近の令和4年度冬季の調査では、44地点中30地点で暫定指針値を超過していた。

令和4年度冬季調査結果：調査地点数及び暫定指針値超過地点数

調査地点	暫定指針値超過／調査地点	合計
普天間飛行場周辺	11／20	30／44
キャンプ瑞慶覧周辺	1／1	
嘉手納飛行場周辺	12／13	
キャンプマクトリアス周辺	4／7	
キャンプハンセン周辺	2／3	

(3) 今後の対応等

県では、米軍基地周辺の湧水等でPFOS等調査を継続し、PFOS等の汚染状況の把握に努め、暫定指針値を超過した湧水等については、飲用に供しないよう地元自治体を通じ周知してきている。

また、国及び米軍に対し、在沖米軍基地内にある全てのPFOS等の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上、公表することや、基地内の泡消火薬剤をPFOS等を含まない製品へ速やかに切り替えること、基地内におけるPFOS等の使用の禁止や汚染源を特定するための基地内への立入調査について認めるよう求めている。併せて、国又は米軍による原因究明と最新の科学的知見に基づく浄化対策、住民を対象とした健康に係る調査、県のPFOS等対策に係る費用負担、米軍が保管するPFOS含有水等の適正処理などを求めている。

更に、国に対し、米軍基地内の土壌中のPFOS等に関し、米軍基地周辺の湧水等でPFOS等が検出されていることについては米軍基地が汚染源である蓋然性が高いと考えており、その汚染源が米軍基地内の汚染土壌の場合は、その汚染土壌の除去が必要であることから、土壌中のPFOS等の環境基準及び基準超過土壌の浄化方法を早急に設定すること、米軍基地周辺の湧水等を利用して影響を受けている農地等があることから、農地の土壌及び農業用水の基準等を設定すること、並びに緊急に県や市町村が実施する土壌調査等に要する費用を国が負担することを求めている。

このほか、米軍基地内で事故が発生した場合は、速やかな立入調査の実現等、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築することや、米軍が環境調査を実施した場合はその結果について速やかに公表することを米軍に求めるよう要請している。

県としては、PFOS等の問題の解決に向け、国及び米軍に対し、基地内への立入調査の実現やPFOS等含有泡消火薬剤の適正な処分等を引き続き求めていく。

7 有機フッ素化合物（PFOS等）を含む泡消火薬剤流出事故等

(1) 普天間飛行場における泡消火薬剤流出事故

令和2年4月10日、普天間飛行場の格納庫内において、消火システムが作動し、PFOS含有泡消火薬剤約6万ガロン（約22万7千リットル）が流出し、そのうち約3万8千ガロン（約14万3千リットル）が基地外へ流出する事故が発生した。

県は、事故発生後、4月11日に周辺河川・湧水5地点で、4月14日には地先海域4地点と河川1地点でPFOS等の水質調査を実施するとともに、4月17日には謝花副知事が普天間飛行場内の事故発生現場において米軍から事故の詳細や泡消火薬剤の流出状況等について説明を受けた。

また、環境補足協定に基づき、4月21日に県職員が基地内に立入り、格納庫周辺等の状況確認及び泡消火薬剤が流出した基地内排水路での採水を実施した。4月24日には米軍が実施する格納庫周辺の表層土壌除去作業（深さ約10センチメートル）に立ち会った際に、除去土壌は県外焼却処分予定であると説明を受けた。5月1日には表層土壌除去実施後の切り下げた土壌表面から土壌を採取し、その際に切り下げた土壌表面は今後コンクリートで被覆する予定であると説明があり、5月11日には米軍が除去後に一時保管していた除去土壌及び泡消火薬剤が流出した排水路周辺の土壌の採取を実施した。

更に、4月に調査した河川・湧水・海域の10地点を5月14日に再調査し、調査結果において海域1地点でPFOS等の暫定指針値の超過を確認したことから、8月3日には同暫定指針値超過地点（海域1地点）で水質を再調査し、暫定指針値未満に低下していることを確認した。



基地周辺環境PFOS・PFOA水質調査結果（ng/L）

	調査日								
	4月11日、4月14日			5月14日			8月3日		
	PFOS	PFOA	合計値	PFOS	PFOA	合計値	PFOS	PFOA	合計値
真栄原橋（河川①）	6.3	4.9	11※	4.6	2.9	7.5	-	-	-
宇地泊川合流点下流（河川②）	8.3	5.8	14※	7.7	3.4	11	-	-	-
大謝名橋上流200m（河川③）	23	18	41※	8.7	4.4	13	-	-	-
大謝名メヌカー（湧水①）	29	7.1	37※	20	4.4	25	-	-	-
森川公園内湧水（湧水②）	63	20	83※	40	7.2	47	-	-	-
牧港漁港北側（海域①）	1.9	0.8	2.8※※	2.3	0.6	3.0	-	-	-
牧港漁港西側（海域②）	4.0	1.0	5.0※※	2.9	0.8	3.7	-	-	-
牧港漁港スロープ（海域③）	2.1	0.9	3.0※※	63	4.1	67	1.0	0.2	1.2
牧港漁港東側（海域④）	2.2	1.0	3.2※※	1.0	<0.5	1.5	-	-	-
牧港川（河川④）	12	4.6	17※※	7.3	1.9	9.3	-	-	-

※最初の調査を4月11日に実施した調査地点。

※※最初の調査を4月14日に実施した調査地点。

※※※この調査結果は、PFOS、PFOAに限って掲載しており、PFHxS等を含む詳細なデータは、県環境保全課ホームページ参照。

基地内PFOS・PFOA水質調査結果 (ng/L)

検体名称	PFOS	PFOA	合計値
基地内排水路1	73	60	130
基地内排水路2	98	27	120
基地内排水路3	94	27	120

基地内土壌PFOS・PFOA調査結果 (ng/g)

検体名称	調査日	PFOS	PFOA
表層土壌除去後の切り下げた土壌表面	5月1日	0.5~3.7	0.2~0.9
除去後に一時保管していた除去土壌	5月11日	2.3	0.8
基地内排水路周辺土壌	5月11日	3.0~29	0.5~2.0

※土壌調査は底質の測定方法で実施した。
 なお、事故当時、土壌の環境基準値はない。

(2) 陸軍貯油施設金武湾第3タンクファームにおけるPFOS等含有水流出事故

令和3年6月10日、うるま市にある陸軍貯油施設において、激しい降雨によりPFOS等含有水を貯留していた貯水槽に雨水が流入し、PFOS等含有水が基地外の排水溝に漏出する事故が発生した。

県は、事故発生後、6月11日に陸軍貯油施設金武湾第3タンクファーム周辺においてPFOS等含有水の漏出があった貯水槽を目視確認した。6月12日にはPFOS等含有水が漏出した可能性がある水路とその周辺の水路及びPFOS等含有水が流入する水路が河川と合流する地点の上流と下流の地点において水質調査を実施するとともに、同基地内の事故発生現場において米軍から事故の詳細やPFOS等含有水の漏出状況等について説明を受けた。

また、県は、環境補足協定に基づき、6月28日に同基地内へ立入り、流出事故のあった貯水槽内の水の調査を実施した。

PFOS・PFOA水質調査結果 (ng/L)

地点(検体)名称	調査年月日	PFOS	PFOA	合計値
PFOS等含有水が流入した可能性のある水路(たまり水)	6月12日	0.9	1.6	2.5
基地周辺水路(別系統)	6月12日	1.8	15	16
PFOS等含有水が流入した可能性のある水路(下流地点)	6月12日	2.3	11	13
赤田池橋(合流地点上流側)	6月12日	24	16	40
天願橋(合流地点下流側)	6月12日	28	16	44
基地内貯水槽	6月28日	59,000	23,000	83,000

※この調査結果は、PFOS、PFOAに限って掲載しており、PFHxS等を含む詳細なデータは、県環境保全課ホームページ参照。

(3) 普天間飛行場からのPFOS等処理水の放出

令和3年7月7日、米軍がPFOSを含む汚水を川に流す意向を日本側に伝えるとの報道があった。この報道の翌日、米海兵隊太平洋基地から県に対し「報道の情報は正確ではなく、正確な情報を共有し、米軍のPFOS処理システムを説明したい」との連絡があり、県は、同システムにより処理された水の検査をさせてほしい旨を申し入れた。

同月13日、普天間飛行場において海兵隊から国・宜野湾市・県に対し、同システムについて説明があり、同月19日、同システム処理水を、海兵隊・国・県の3者でサンプリングを行った。また、県から海兵隊に対し「安全性が確認されるまでは、同システム処理水を放出しないでほしい」旨を要請した。同月19日にサンプリングした処理水の測定結果は、PFOS・PFOAの合計値で最大値で2.7ng/Lであり、暫定目標値を全て下回っていた。

米軍が保有するPFOSを含む水の取り扱いについて、処分方法を含めて日米間で緊密に連携しているなか、同年8月26日、海兵隊から県に対し、同日、同システム処理水を公共の下水道を通して放出するとの連絡があった。県は、外務省、防衛省、在沖縄米国総領事及び米海兵隊太平洋基地に対し、即刻中止を申し入れたが、同システム処理水(約1万7千ガロン)の放出は、同日中に全て完了した。

この放出の翌日、県は米海兵隊太平洋基地に対し、県民感情から許されることではないこと、観光及び農林水産等の産業への影響、日米合同委員会など協議の場を度外視した見切り発車、日本政府及び関係自治体との信頼を損ねる行為である等の抗議の意思を伝えた。

同日、防衛大臣は、「日米間で協議中に、米側による処理水の放流は極めて遺憾。連絡を受け、直ちに米側に対して強く抗議し、放流を行わないよう働きかける」等を、環境大臣は、「日米間で協議中に

一方的に行われた。これまでの公共用水域への流出事案などもあり、地元沖縄県では大変不安に感じているものと認識している」等をコメントした。

(4) 航空自衛隊那覇基地のPFOS等含有水流出事故

令和3年2月26日、航空自衛隊那覇基地の泡消火設備の交換作業において、PFOS含有消火薬剤をPFOS非含有消火薬剤に交換後、放射圧力試験の際に配管が破損し、水とPFOS非含有薬剤の混合液（約900リットル）から生成された泡が風の影響により基地外へ飛散するとともに、基地内水路に流失する事故が発生した。

当初、空自は泡消火薬剤にPFOSは含有しておらず、毒性又は損傷性はほとんどないとしていたが、同年4月7日、基地外に飛散した泡消火薬剤はPFOSが含有していたとの調査結果を公表した。このため、県は、事故原因の究明、定期的なモニタリング、PFOSを含まない泡消火薬剤への早期切り替え等を要請した。

その後、同基地の再調査結果においても、基地内水路下流は暫定目標値を超えており、また、基地内泡消火専用水槽についても高い値が示された。同基地は、当面の間、基地内水路の上流及び下流の水質調査を継続し、状況の変化を注視するとして、ホームページで調査結果を公開することとしている。

第3節 演習・訓練に伴う諸問題（復帰後）

1 山林火災

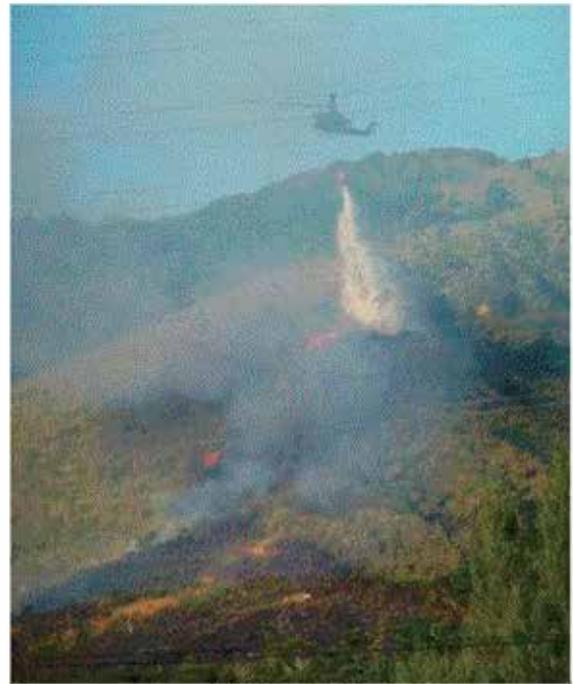
米軍基地内での山林火災は、本土復帰から令和5年12月末まで、683件発生しており、その焼失面積は、約4,067ヘクタールとなっている。令和4年2月22日には、キャンプ・ハンセンにおいて一昼夜にわたり延焼する山林火災が発生し、約40ヘクタールの原野を焼失して、翌23日に鎮火した。

100ヘクタールを超える大規模な山林火災の状況は、以下のとおり。

発生年月日	関連施設名	焼失面積	出火原因
① 昭和47年10月5日	キャンプ・ハンセン	約145ヘクタール	不明
② 昭和55年10月29日	キャンプ・ハンセン	約121ヘクタール	実弾射撃訓練
③ 昭和58年12月6日	キャンプ・ハンセン	約130ヘクタール	実弾射撃訓練
④ 昭和61年1月24日	キャンプ・ハンセン	約100ヘクタール	実弾射撃訓練
⑤ 昭和63年10月29日	キャンプ・ハンセン	約200ヘクタール	不明
⑥ 平成8年7月11日	キャンプ・ハンセン	約100ヘクタール	実弾射撃訓練
⑦ 平成9年9月18日	キャンプ・ハンセン	約298ヘクタール	実弾射撃訓練
⑧ 平成12年3月30日	キャンプ・ハンセン	約105ヘクタール	実弾射撃訓練



キャンプ・ハンセンの火災状況＝平成27年12月18日（写真提供：琉球新報社）



キャンプ・ハンセンの火災状況＝平成27年12月18日

2 県道104号線越え実弾砲撃演習

砲座と着弾地の間を通っている県道104号線を封鎖して行われた、いわゆる「県道104号線越え実弾砲撃演習」は、平成9年3月4日から7日の演習を最後に、事実上廃止された。

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ道路であり、全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置する。

同演習については、これまで地元の金武町をはじめ、多くの県民からその危険性が指摘され、県としても知事訪米等、機会あるごとに演習中止の要請を行ってきた。

実施される実弾射撃演習のうち、155ミリ榴弾砲を使用する砲撃演習は、通常、金武町中川集落近くのガンボポジション（G P 301、302、303）に砲座を設定し、約4キロメートル離れた金武岳、ブート岳等恩納連山を着弾地として行われた。

同演習で使用される155ミリ榴弾砲の最大射程距離は30キロメートルで、キャンプ・ハンセンの訓練区域の規模（東西約13キロメートル、南北約4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。訓練の際に着弾地で生じる爆発音や地響きは凄まじいものがあり、着弾地付近の住宅や学校等の民間地域では訓練の度に静かな生活が脅かされた。また、これまで砲弾破片落下事故等が度々発生するなど、付近住民は常に事故発生の危険にさらされていた。さらに、度重なる実弾演習により、着弾

地は広範囲にわたって緑が失われ、沿岸海域の赤土汚染の原因ともなっていた。

こうした状況のもと、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告で、平成9年度中に同訓練を本土へ移転することが合意され、平成9年6月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上廃止された。

沖縄に駐留する第3海兵師団第12海兵沿岸連隊による実弾砲撃演習は、現在、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場で実施されている。

3 航空機事故

復帰後の航空機事故は、令和5年12月末現在、墜落49件、部品等落下81件、不時着（緊急着陸）685件、着陸失敗19件、移動中損壊3件、接触3件、火炎噴射1件、低空飛行2件、爆弾投下失敗3件、その他64件の計910件発生している。

墜落事故は、平成30年6月に嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機が沖縄本島南部の洋上に墜落した事故、同年11月に米海軍のF/A-18戦闘機が沖縄本島東南東の海上に墜落した事故等がある。

部品等落下事故は、令和元年8月に普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターの窓（約1キログラム）が、沖縄県の東海岸沖に落下する事故、令和3年7月に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のCH-53Eヘリコプターから渡名喜島沖の水域に軍事用コンテナ（縦約2メートル、横約2.4メートル、高さ約2.4メートル）が落下する事故、同年8月に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22オスプレイから、パネル（長さ約109センチ、幅約68センチ）及びフェアリングと呼ばれる覆い（長さ約43センチ、幅約43センチ）の一部が落下する事故、同年11月に宜野湾市の住宅街に第1海兵航空団所属のMV-22オスプレイから水筒（約800グラム）が落下する事故、令和5年12月にアラスカ州アイルソン基地所属で嘉手納飛行場に暫定的にローテーション展開中の米空軍F-35Aからパネル（約900グラム）が海上に落下した事故等がある。

その他事故は、令和3年6月に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のUH-1Yヘリコプターが津堅島の民間の畑に不時着する事故、令和4年5月に米海軍第5航空団所属のF/A-18戦闘機が沖縄本島沖15海里（約2キロメートル）に空の外部燃料タンク（長さ約530センチメートル、幅約80センチメートル）を投棄した事故等がある。

4 沖縄国際大学への米海兵隊CH-53Dヘリコプターの墜落事故

平成16年8月13日午後2時15分頃、米海兵隊所属のCH-53Dヘリコプターが、宜野湾市の沖縄国際大学の構内に墜落する事故が発生した。

同事故は、米海兵隊第31海兵遠征隊所属のCH-53Dヘリコプター（乗員3名）が、沖縄国際大学の市道に隣接した本館建物に接触し、墜落、炎上した結果、当該建物の一部や周辺の樹木等が炎上又は破損したほか、近隣の住宅等にも部品が屋内を貫通し落下する等、多大な被害を与えた。

事故による人身被害は、負傷した乗員3名のうち1名は重体とされており、民間人への被害はなかったものの、一歩間違えば甚大な被害を招きかねない深刻な事態であった。

県は、事故当日の8月13日、南米に出張中の稲嶺知事に代わり牧野副知事が、米軍をはじめ日米両政府に対し、事故原因の徹底究明、普天間飛行場所属の全機種の変更の点検の実施等を要請した。

また、南米での出張日程を中止し急遽帰国した稲嶺知事が、同月19日に、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣及び駐日米国大使に対し、同25日には、小泉総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、ワスコ在日米軍司令官に対して、13日に要請した内容に加え、以下を要請した。

- 県警の捜査、民間地での規制、住民への対応等が円滑に実施できるような日米間の協力体制及び日米地位協定の抜本的見直しをすること。
- 事故現場及び周辺における県と合同による環境調査及び米側による汚染対策を実施すること。
- 事故により被害を被った沖縄国際大学、周辺住民等に対する完全かつ早急な補償を実施すること。
- 海兵隊を含む兵力の削減、訓練の分散・移転等の負担軽減を具体化すること。





事故により黒く焦げた木と燃えた機体＝平成16年8月21日
 (写真提供：琉球新報社)



クレーンで運ばれる機体＝平成16年8月16日
 (写真提供：琉球新報社)

平成17年2月17日、日米合同委員会事故分科委員会の取りまとめた米軍ヘリコプター墜落事故に関する報告書が日米合同委員会で承認された。

〈報告書の概要〉

- (1) 事故原因は、操縦操作を後部ローターに伝える機構の一部に、ボルトを固定するためのコッター・ピン（くさび）が正しく装着されていなかったことによるもの。
- (2) 事故分科委員会は、米軍の調査結果を妥当なものと判断
- (3) 事故分科委員会は、整備マニュアルの改定の指示等、米海兵隊により既にとられた措置に加え、再発防止策として、「マニュアル上の整備・検査手順に従うことを徹底」、「シフト交替が完全・正確に行われることを確実にするため、所要の措置を講ずること」及び「これらの取組状況を、適時適切に合同委員会へ報告すること」並びに「場周経路を再検討し、更なる可能な安全対策についての検討を行う。その結果は、適時適切に合同委員会へ報告される。」等を勧告。

事故分科委員会からの勧告を受け、日米両政府は、平成17年4月15日に「事故分科委員会報告書勧告に関する現地調整会議」の第1回会合を開催した。その後、計5回の会合を経て、平成19年8月10日に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が日米合同委員会で承認され、防衛施設庁（当時）から発表された。

〈報告書の概要〉

- (1) 場周経路の再検討について
 現状を技術的に分析・検証したところ、現在の設定高度・飛行範囲から、ヘリは緊急の際にも「オート・ローテーション」*1によって、飛行場内に帰還を図ることが可能なことを確認。
- (2) 更なる可能な安全対策について
 周辺の地域特性や飛行の実施状況等に関する検証・分析を踏まえ、次の4つの項目について

*1：オート・ローテーションとは、空中で動力を喪失しても、回転翼の揚力で安全に着陸できるという特性のこと。

提示した。

ア 飛行経路に係る安全の向上

- (ア) 市街地上空の通過が短い北東向き出発経路の優先使用
- (イ) 南東側の出発・進入における市街地直上の飛行の局限
- (ウ) 北側場周経路近傍物件への航空障害灯の設置

イ 新規システムの導入・活用

- (ア) 管制情報処理システムの導入による管制空域内の飛行安全の強化
- (イ) フライト・シミュレーターによる飛行要員の技量の維持・向上

ウ 航空保安施設等の改善

- (ア) 飛行場灯火システムの機能向上
- (イ) クリヤー・ゾーンの拡充

エ 要員への安全指導の強化・徹底

5 名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故

平成28年12月13日21時30分頃、名護市安部沿岸に海兵隊普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが墜落し、搭乗員5名のうち2名が負傷し、機体が大破したが米軍や政府は同事故を墜落ではなく不時着水と発表した。

事故後、米軍及び防衛省は、MV-22オスプレイが沖縄東方の海上（訓練空域）で米空中給油機KC-130からの空中給油訓練を実施中、プロペラが給油ホースと接触し、オスプレイのブレードが損傷したため、搭乗員はキャンプ・シュワブを目指し海岸沿いを飛行したが、安全な飛行が困難であることを認識し、浅瀬に不時着水したと説明した。

県は、県民が配備に強く反対してきたオスプレイが名護市安部集落からも近い場所でこのような事故を起こしたことを重く受け止め、事故発生翌日の14日、翁長知事が外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、安慶田副知事が第3海兵遠征軍司令官に対し、オスプレイの直ちの飛行中止と配備撤回を強く求めた。

また、15日には知事が上京し、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣及び防衛大臣等に対し、同様の抗議を行った。

沖縄県などの抗議にもかかわらず、12月19日にはオスプレイの飛行が再開されるなど、米軍機が事故を起こした後に、十分な説明がされないまま事故を起こした同機種の飛行及び訓練が再開されることが繰り返されていることから、平成29年2月に県は、県民の安全・安心を確保し、懸念や不安を払拭できるよう、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会を設置することを政府に要請した。



事故から約9か月後の平成29年9月11日、名護市沖におけるMV-22オスプレイの不時着水に関する米軍の事故調査報告書が公表された。

〈報告書の概要〉

1 調査結果

米海兵隊普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは通常の訓練任務中、その右のプロペラがMC-130J空中給油機のドローグ（給油口）と接触し、その後制御された動力飛行により意図的に着水を行ったと結論付けた。機体の不具合又は整備不良が本件事故の要因となる兆候はなかった。

- 2 発生日時
平成28年12月13日（火）21時29分頃
- 3 着水場所
沖縄県の東海岸沖合（国頭郡東村の南東2海里）
- 4 状況
 - (1) MV-22オスプレイが所属する飛行隊及び搭乗員は、当日の飛行リスクを「低」と評価しており、パイロットと搭乗員に事故につながる疲労やストレスの兆候は見られなかった。
 - (2) MV-22オスプレイはMC-130空中給油機と高度約460メートルから550メートルで空中給油訓練を開始した。ドローグへの接続が何度か不調に終わった後、21時9分頃、残燃料についての機体の警告を受け、普天間飛行場に方向転換し、飛行場に向かう間も空中給油を試みることとした。
 - (3) 21時18分頃、ドローグへの接触を試みた際、MV-22オスプレイのパイロットが出力を上げすぎたため、MC-130空中給油機との正常な距離を保つことができず、ドローグがオスプレイの右のプロペラと接触した。
 - (4) MV-22オスプレイのパイロットは沖縄本島に近づいた際、安全な飛行を継続することが困難であると認識し、21時29分頃、着水体制をとり、制御された緊急着水を行った。
- 5 被害状況
機体は全損。日本の民間人及び財産への被害はなし。

6 パラシュート降下訓練に伴う事故

読谷補助飛行場でも実施されていたパラシュート降下訓練では、民間地域への降下事故が度重なって発生したことから、地域住民の反発を招き、住民と米兵との間で対立が続いた経緯がある。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に出入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は、前日までに那覇防衛施設局を通じて県や読谷村に通知があり、実施当日は、県警が同飛行場の周辺を警備して立入りを制限していた。

これまでに、読谷補助飛行場では33件の事故が発生したが、特に昭和25年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等悲惨な事故が発生した。その後も、提供施設外の農耕地や民家等に降下する事故が起きるなど、地域の住民生活に不安を与えていたことから、県及び地元の読谷村では、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を繰り返し要請してきた。

その結果、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告で、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転されることが合意され、平成11年10月21日の日米合同委員会合意により、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転されたが、伊江島補助飛行場への訓練移転後、米軍は県や関係自治体の反対にもかかわらず伊江島補助飛行場以外に、嘉手納飛行場、キャンプ・シュワブ、津堅島訓練場水域においてパラシュート降下訓練を実施している。

パラシュート降下訓練に伴う事故は、平成10年8月にキャンプ・シュワブで空軍兵がパラシュート降下訓練中に死亡した事故や、平成26年4月に伊江島で水が入ったドラム缶4本を1つにした降下物資がフェンス外に降下する事故など、復帰後令和5年12月末現在まで合計63件発生しており、提供施設・区域外への降下が37件、目的地外（フェンス外）への降下が18件、物資、パラシュート資材等落下が9件、死亡事故が1件、未開傘物資落下が1件となっている。^{*1}

施設別では伊江島補助飛行場が37件、読谷補助飛行場が24件、津堅島訓練場水域が1件、キャンプ・シュワブが1件となっている。

県は、事故が発生する度に、日米両政府に対し、事故原因の究明及び訓練の安全管理に万全を期すこと等を要請している。

*1 パラシュート降下訓練中の事故件数の内訳について、「提供施設・区域外」と「物資、パラシュート資材等降下」に一部重複があるため、合計値は符合しない。

7 被弾事故

米軍基地から派生する被弾事故は、復帰後令和5年12月末現在まで29件発生しており、施設別にはキャンプ・ハンセンが12件と最も多く、次いでキャンプ・シュワブが9件、伊江島補助飛行場が4件と続いている。

キャンプ・シュワブに関連する被弾事故は、射程距離の長い重機関銃によるものが多く、昭和53年12月発生の名護市許田区の民家、畑、道路等への被弾事故をはじめ、昭和59年5月の名護市許田におけるトラックへの被弾事故、昭和62年10月の恩納村の国道58号を走行中のタクシーへの被弾事故、平成14年7月の名護市数久田区のパイン畑への被弾事故があり、射程距離より小さい演習場について、訓練の在り方も含め疑問が持たれている。県は、平成14年7月の被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ内のレンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃演習の廃止を要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされないまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

また、平成20年12月13日には金武町伊芸区内民家に駐車中の乗用車で、銃弾が発見された。県警の鑑定では米軍が使用する「M33ボール・50口径・普通弾」の弾芯と同種のものとなされたが、海兵隊は「海兵隊の最近の訓練とは直接的な関連がない」としている。

さらに、平成29年4月6日及び13日にキャンプ・ハンセン内の安富祖ダム建設現場で弾丸が発見され、その後の米軍の調査で、この弾丸が4月3日から5日の間にキャンプ・ハンセンでの訓練で使用された長距離射撃用の7.62ミリ弾であることが確認された。

事故が発覚した翌日の4月14日より米側は関連性が疑われる射場を一時閉鎖し調査を行い、その後、予防策をとったとして11月13日に射場の使用を再開したが、原因や事故が発生した射場は明らかにされていない。

平成30年6月21日、名護市数久田の農作業小屋の窓ガラスが割れ、銃弾（50口径弾）が発見された。同年12月12日に米軍は、キャンプ・シュワブ内のレンジ10における訓練による流弾であることを認め、事故原因として、「レンジ使用の規則を守らずに、不十分な手順で発射したもの」としている。

令和4年7月7日、金武町伊芸区の民家の窓ガラスが割れ、弾丸のようなものが発見された。沖縄県警の鑑定の結果、同月29日、弾芯であることを公表した。沖縄県警は、本事案発生後から調査を重ね、令和5年2月には米軍基地内への立入調査を実施したが、令和5年12月末現在、弾芯が米軍のものであるかは判明していない。

8 ヘリコプター着陸帯使用問題

北部訓練場については、平成8年12月のSACO最終報告において、7箇所へのヘリコプター着陸帯を返還される区域から残余の部分に移設すること等を条件に、北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の返還が合意された。

これを受け、平成11年4月に、7箇所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還すること、平成18年2月には、ヘリコプター着陸帯を7箇所から6箇所に、造成規模を直径75メートルから45メートルに変更することが日米合同委員会で合意された。

移設場所については、平成14年11月から平成15年10月にかけて実施された継続環境調査の結果を踏まえ、日本政府と米軍で決定された。

その後、平成25年3月には、N-4.1ヘリコプター着陸帯が、平成26年7月には、N-4.2ヘリコプター着陸帯が完成し、平成27年1月に、米側へ提供することが日米合同委員会で合意された。

また、平成28年7月には、N-1、G、H地区に関連した工事が着手され、同地区の4箇所のヘリコプター着陸帯が完成し、先行提供したN-4地区の2箇所のヘリコプター着陸帯を含め、6箇所の着陸帯が完成した。

これを受け、同年12月21日に、N-1、G、H地区の4箇所のヘリコプター着陸帯を米側へ提供するとともに、同年12月22日に北部訓練場の過半が返還された。

移設された着陸帯の使用開始以降、北部訓練場に近しい高江区等の航空機騒音が増加傾向にあり、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されており、住民からの苦情も増加傾向にあることから、県は、住宅地に近いN-4地区、H地区のヘリコプター着陸帯については、使用を中止するよう政府や米軍に対して求めている。

また、キャンプ・ハンセンにある着陸帯LZファルコンは、直近の民家から約350メートルの位置にあり、同着陸帯においてオスプレイが降り下げ訓練を実施する際、物をつり下げた状態での民間地の上空における飛行が確認されている。さらに、平成29年3月には、同着陸帯においてUH-1Yヘリコプターが、つり下げ訓練を実施した際、つり下げた物資を落下させる事故が発生している。

県としては、北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止し、夜間早朝の飛行及び住宅地・ダム上空での飛行を回避するための対策を講ずるよう、軍転協とも連携し、政府や米軍に求めている。

第4節 米軍人等の公務外の事件・事故

1 過去30年の主な事件・事故

- (1) 平成7年9月4日、沖縄本島北部において、在沖米海兵隊員3名が女子小学生を暴行する事件が発生した。容疑者は9月29日に起訴され逮捕されたが、この事件を契機に米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直し等を求める復帰後最大規模の県民総決起大会が10月21日に開催され、85,000人（県警調べ58,000人）の県民が参加した。
- 平成7年10月25日の日米合同委員会において「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」が、次のとおり承認された。
- ① 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。
- ② 日本国は、同国が①にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。
- (2) 平成10年10月7日、北中城村において、女子高校生が酒気帯びの在沖米海兵隊員が運転する車にひき逃げされ、死亡する事故が発生した。
- 被疑者の米兵は、10月13日に起訴された後、日本側に身柄が引き渡されたが、起訴前の身柄の引渡しが生じなかったことから、県は、平成7年10月25日の「刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意」による日米地位協定の運用の改善では不十分であるとして、日本国が裁判権を行使すべき合衆国の構成員又は軍属たる被疑者については、どのような場合でも日本側が拘禁できるように、日米地位協定第17条の見直しを日米両政府に対し要請した。
- (3) 平成13年6月29日、北谷町美浜において、在沖米空軍兵士による婦女暴行事件が発生した。沖縄県警察本部が7月2日に逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引渡しを米国政府に要請したが、身柄の引渡しに5日間も期間を要したため、県は、起訴前の被疑者の身柄の引渡しについては、日米地位協定の運用の改善では限界があるとし、第17条を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に対し要請した。
- (4) 平成14年11月2日、沖縄本島内において、在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件が発生した。沖縄県警察本部は12月3日、逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引渡しを米国政府に要請したが、12月5日に開催された日米合同委員会において、米国政府は身柄の引渡しを拒否した。県は、今回の被疑者の起訴前の拘禁移転に関する日米合同委員会での話し合いの内容については、県民の前に明らかにすべきであると考え、議事録の公表を日本政府に対し要請したが、公表できないとの回答がなされた。
- (5) 平成15年5月25日、沖縄本島北部において、在沖海兵隊員による強姦致傷事件が発生した。沖縄県警察本部が6月16日、逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引渡しを要請したところ、6月18日に開催された日米合同委員会において、米側より被疑者の起訴前の拘禁移転について要請に応じる旨の回答があり、沖縄県警察本部は、同日中に身柄の引渡しを受け被疑者の米兵を逮捕した。
- (6) 平成17年7月3日、沖縄市において、在沖米空軍兵による女子小学生に対する強制わいせつ事件が発生した。この事件では、沖縄県警が被疑者の空軍兵を逮捕、身柄を確保していたことから、身柄の引渡しは問題とはならなかった。この後、米空軍嘉手納飛行場では、7月8日から21日までの間、夜間外出禁止措置がとられ、また、7月22日から、空軍において海兵隊と同様の「リパティ・カード制度」*1が導入された。
- (7) 平成20年2月10日、北谷町において、在沖海兵隊員による未成年者に対する暴行被疑事件が発生し

*1：リパティ・カード制度とは、一定階級以下の軍人に対して（基本的には若年兵が対象となっている）、特定の色のカードが発行され、同カード保持者については、事件・事故が多発する深夜の時間帯の外出が規制される制度。海兵隊、海軍、空軍、陸軍でそれぞれ、類似の制度が実施されている。

た。2月11日に沖縄県警が被疑者を逮捕し、身柄を拘束した。その後、被害者が告訴を取り下げ、2月29日に被疑者は釈放された。県は、2月22日に米軍人等に対する研修プログラムの見直しや日米地位協定の見直しなどを内容とする7つの項目の具体的な犯罪防止策を取りまとめ、3月4日に日米両政府に対し要請するとともに、3月7日のワーキング・チーム会合で県の考え方を説明し、これらの考え方を取り入れるなどにより、犯罪再発防止に万全の対策を講ずるよう求めた。

- (8) 平成22年8月4日、那覇市において、在沖米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生した。この事件では、沖縄県警が被疑者の海兵隊員を逮捕、身柄を確保していたことから、身柄の引渡しは問題とはならなかった。逮捕された海兵隊員は、岩国を拠点とする部隊に所属していたが、米国本国の次の勤務先に行く途中に休暇で沖縄に滞在していたものであった。
- (9) 平成23年1月12日、沖縄市において、在沖米空軍軍属による交通死亡事故が発生した。那覇地検沖縄支部は同軍属を公務中を理由に不起訴処分としたが、遺族は不起訴処分を不服として、那覇検察審査会に審査を申立て、同審査会は、起訴相当と議決した。この事件を契機に、米軍属に対する裁判権の行使に関して運用の改善がなされ、同軍属は日本側で裁判を受けることになった。
- 平成23年11月23日の日米合同委員会において「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組の合意」が、次のとおり承認された。
- ① 米側は、公務中に犯罪を犯した軍属を刑事訴追するか否かを決定し、日本側に通告する。
 - ② 米側が当該軍属を刑事訴追しない場合、日本政府は、その通告から30日以内に、米国政府に対し、日本側による裁判権の行使に同意を与えるよう要請することができる。
 - ③ 米国政府は
 - (ア) 犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合には、当該要請に好意的考慮を払う。
 - (イ) それ以外の犯罪の場合には、当該要請に関して日本政府から提示された特別な見解を十分に考慮する。
 - ④ この枠組みは、今後の事件（ただし、平成23年1月12日の沖縄市での交通死亡事故を含む）に適用される。
- (10) 平成24年8月18日、那覇市において、在沖米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件が発生した。この事件では、沖縄県警が被疑者の海兵隊員を逮捕、身柄を確保していたことから、身柄の引渡しは問題とはならなかった。この後、在沖米海兵隊は、一部の部隊に対し、基地外での振る舞い等についてのセミナーを実施した。
- (11) 平成24年10月16日、沖縄本島中部において、米国テキサス州フォートワース海軍航空基地所属の海軍兵2名による集団強姦致傷事件が発生した。この事件では、沖縄県警が被疑者の海軍兵を逮捕、身柄を確保していたことから、身柄の引渡しは問題とはならなかった。
- この事件を受け、同年10月19日に日本に駐留又は出張などで一時的に滞在している全ての米国軍人を対象に、午後11時から午前5時までの外出制限が発表された。
- (12) 平成24年11月2日、読谷村において、米空軍兵による住居侵入事件が発生した。この事件では、被疑者の空軍兵が負傷し、海軍病院に搬送されたため、身柄は米軍手中のまま、捜査が進められた。
- 米軍人による相次ぐ事件を受け、在日米軍は、翌年2月13日、在日米軍における勤務時間外行動の新たな指針を発表した。
- (13) 平成28年3月13日、那覇市において、キャンプ・シュワブ所属の海軍兵による準強姦事件が発生した。この後、在沖米軍は3月17日までに牧港補給地区（キャンプ・キンザー）以南の地域での外泊を禁止する措置を取った。
- (14) 平成28年4月28日、うるま市において、元海兵隊員の米軍軍属による女性暴行殺人事件が発生した。この事件を受け在沖米軍は、5月27日から6月24日までを「寄り添い哀悼する期間」として基地外での飲酒、祝宴の禁止と、午前0時までの帰宅を指示した。
- 日本政府は「沖縄県における犯罪抑止に関する対策」をとりまとめ、沖縄・地域安全パトロール隊の創設、警察官100名の増員などの警察力の強化、防犯灯、防犯カメラの整備などを実施した。
- (15) 平成29年11月19日、那覇市において、牧港補給地区所属の海兵隊員による飲酒運転死亡事故が発生

した。事故時、海兵隊員は公務外であったにもかかわらず公用車を運転し事故を起こしていた。この事故を受け、在日米軍は11月20日にレベル3のリバティを指示し、基地内外での飲酒及び酒類の購入及び基地外の自由行動を禁止した。

- (16) 平成31年4月13日、北谷町において、キャンプ・シュワブ所属の海軍兵が女性を殺害した後、自殺したとみられる事件が発生した。事件を受け、県は、日米両政府に対し、このような悲惨な事件が二度と起きないように、米軍及び政府の責任において、実効性のある抜本的な対策を講ずるよう要請した。
- (17) 令和3年4月17日、沖縄本島中部において、在沖米空軍軍属による強制性交等未遂事件が発生した。事件を受け、県は、日米両政府に対し、被害者への謝罪及び適切な補償、日米地位協定の対象者である軍属等に対するリバティ制度の適用等を要請した。
- (18) 令和3年10月、在沖米海兵隊員による強制性交等致傷事件が発生した。本事案については、起訴のあった同年12月、米側から県に対し事件の概要に関する情報提供があったが、県警察等から、被害者のプライバシー保護の観点から、情報の取り扱いに注意するよう依頼されていたことから、県から情報を公表することを控えていた。米側からはあわせて、謝罪に來たいとの申し出があったため、県は、同年12月末、非公開で米軍及び日米両政府の関係者を県庁に呼び、抗議を行うとともに、教育や管理を徹底し、より実効性のある再発防止策を早急に講ずるよう要請した。

2 ワーキング・チームの発足

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、綱紀肅正及び再発防止等について強く申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

ワーキング・チームの任務は、①リバティ・プラン^{*1}や教育プログラム等、米軍の綱紀肅正策の効果的な実施の協力、支援、②米軍施設、区域外における生活指導巡回の協力、支援、③未成年者への酒類販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援、④深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援等であり、事件・事故の防止に向け、これまで25回にわたり協議や調整を重ねている（平成29年12月末現在）。

協議の結果、米軍は教育プログラムの中で、自主的な身分証明書（IDカード）の提示及び要請があった場合には身分証明書を提示するよう指導すること、ゲートでの泥酔者及び飲酒している未成年者のチェックや風俗営業所等における風営法等の法律の遵守、関係業者が身分証明書の提示を要請することなどが確認されている。

さらに、平成16年の第12回会合において外務省沖縄事務所が提案した沖縄の歴史・文化に関する理解・認識を深め、コミュニティ意識を養うための研修については、平成19年3月に米軍兵士を対象に沖縄の歴史、社会、文化、慣習等の観点から見た沖縄と米国との関係についての講演、「沖縄理解増進セミナー」が初めて実施され、その後、平成29年末までに88回実施されている。

平成22年は、米軍人等による沖縄を題材とした写真展を開催して、沖縄の人、文化、歴史、伝統に触れる機会を持つことを促し、沖縄に関する理解を深めてもらう取組が行われた（当該写真展は平成22年度のみ実施）。

平成24年11月28日には、同年8月以降の米軍人による相次ぐ事件を受け、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」特別会議が開かれ、実務者レベルでの話し合いがもたれた。

平成28年の第24回会合において、沖縄県から米軍の研修プログラムの見直しや研修内容の公表を求めた。その後、研修内容について米軍や沖縄県等で調整を行い、沖縄県の意見も反映した「沖縄オリエンテーション概要」という研修資料が作成された。この資料は、在沖米軍の四軍全ての新任者研修で使用

*1：リバティ・プランとは、海兵隊及び海軍兵を対象とした、公務時間外の自由時間における飲酒絡みの事件・事故を未然に防止するための包括的措置で、私有車両の所有に関する制限、兵舎で消費できる酒の種類と量の制限、飲酒絡みの事件の報告・公表、外出時の服装規定などが含まれる。

されており、新しく沖縄へ着任した全ての軍人・軍属とその家族がこの新任者研修を受講している。

平成29年の第25回会合において、「沖縄オリエンテーション概要」については、今後も関係機関の意見を取り入れ、改善を図ることが確認された。

この平成29年の会合以降、協力ワーキングチームは開催されていない。米軍関係者による公務外の事件・事故を防ぐためには、米軍をはじめ関係機関が直接議論を行い、理解を深め対策を講じることが重要であることから、県は、協力ワーキングチームの速やかな開催について日米両政府に対し要請している。

第5節 米軍による事件・事故等に対する補償制度

本県には、広大で過密な米軍基地が存在し、約47,000名の米軍人等が駐留している（平成23年6月末時点軍人25,843名、軍属1,994名、家族19,463名、合計47,300名。平成24年から令和5年までは、提供されていない）。

そのことに伴って、米軍人等と県民との間に様々なトラブルが生じ、ときには、損害が発生して民事上の責任の法的処理が問題となる。

沖縄防衛局が把握している令和4年度中に発生した基地関係事件・事故（日米地位協定第18条関係）は、公務上・公務外を合わせて330件に達しているが、公務外の事件・事故は大部分が保険や示談で処理されており、その正確な件数は把握できていない。

このような基地関係事件・事故の民事上の請求の処理方法については、日米地位協定及びその関連法令によって規定されている。

1 民事請求権について

日米地位協定第18条第1項から第13項において、同協定の運用に関連して生ずる民事上の請求権の処理方法が規定されており、その構成は次のとおりとなっている。

I 防衛隊 ¹ の財産に対する損害	第1項関係
II 防衛隊以外の国有財産に対する損害	第2項関係
III 防衛隊員の公務中の死傷	第4項関係
IV 米軍人の公務中の行為による損害	第5項関係
V 海事損害	第5項関係
VI 米軍人の公務外の行為による損害	第6項関係

なお、本条については、米軍の公務中及び公務外の行為による損害に関する規定（第5項及び第6項）が問題となることが多い。

(1) 米軍人の公務中の行為による私人の損害

ア 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6項又は7項の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が第5項(a)から(g)までの規定に従って処理する。（第5項）

合衆国軍隊の被用者には、軍属、直接雇用の日本人労働者はもとより、間接雇用者が含まれる。日本国政府以外の第三者については、在日合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、第三者に含まれないことが了解されている（合同委員会合意「民事裁判管轄権に関する合意」）。

イ 請求権は、日本国が以下の方法で処理する。

(ア) 5項(a)：請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令については、自衛隊の行動から生ずる請求権の処理に関する特別法はないので、国家賠償法によることとなる。また、同法第4条では、一定の場合は民法によることも定めており、民法の相当条文（第715条、第717条、第718条等）もこれに該当する。

なお、被害者個人の合衆国軍隊側に対する請求権を国内的に実施するための法律として、民事特別法²が制定されている。

(イ) 5項(b)：日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行う。

(ウ) 5項(c)：前記の支払又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

*1：「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいう（第11項）。

*2：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法。

- (エ) 5項(d) : 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに5項(e)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2か月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (オ) 5項(e) : 5項(a)から(d)まで及び2項の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- i 合衆国のみが責任を有する場合
裁定され、合意され、又は裁判により決定された額の25パーセントを日本国が、75パーセントを合衆国が分担する。
 - ii 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合又は責任が特定できない場合
日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (カ) 5項(f) : 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(2) 米軍人の公務外の行為による損害

ア 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、第6項の(a)から(d)までの規定により処理する。（第6項）

なお、合衆国軍隊の構成員等の公務外の行為は、私人としての行為であるから、このような行為から生ずる請求権の問題は、通常の司法手続によって解決することも可能である。

イ 請求権は、日本が以下の方法で処理する。

- (ア) 6項(a) : 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (イ) 6項(b) : その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (ウ) 6項(c) : 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、自ら支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
- (エ) 6項(d) : この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

ウ 「慰謝料」の語の英語正文は、“ex gratia”である。この語句は、元来、「恩恵で」という意味を表しており、「見舞金」的な性格の補償金を意味している。

この件に関しての日本国政府側の見解^{*1}は、次のとおりである。

『厳密な意味での慰謝料が、主として精神的な損害について加害者が被害者に対して支払うべき示談金であるのに対して、この協定上の「慰謝料」は、米軍の構成員又は被用者の不法行為で公務外に生じた事件に関わる損害賠償について、米国政府が、本来、その賠償を担う法的義務がないにもかかわらず、米国当局が被害者の請求を満足するために自発的に支払うものである。このような制度が設けられたのも、米軍人等が頻繁に移動することに鑑みて、その請求権の処理を、通常日本国における司法手続のみに委ねるというのでは、現実の被害者の救済が確保されないおそれがあるからである。』

エ 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、第6項の規定に従って処理する。（第7項）

なお、法律上責任を有する場合は、第5項の規定で処理される。

(3) 公務中又は公務外の判断

日米地位協定第18条において、合衆国軍隊の構成員等の不法の作為又は不作為が公務執行中か又は公務外かという問題は、被害者側又は両当事国にとって、重大な事項となる。合衆国軍隊の構成員等の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用

*1 : 昭和50年第75回国会衆議院内閣委員会議録より。

が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、日本国民の中から選定された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は最終的のものとする、とされている。（同条第8項）

（4）運用改善による補完措置

合衆国軍隊の構成員の公務外の行為による損害請求の支払いについては、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において、運用改善の方法が示された（詳しくは、「第2章 基地の整理・縮小と訓練移転等」の「第3節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を参照）。その中の請求者に対する日本側当局の無利子融資制度については、合衆国当局より補償金（慰謝料）が支払われるまでの間、（公社）隊友会により損害額を限度として、所要の額を被害者に無利子で融資する制度がある。

なお、合衆国軍隊の構成員の公務外の行為による損害請求の支払いに係る手続については、沖縄県では沖縄防衛局管理部業務課が窓口となっている。

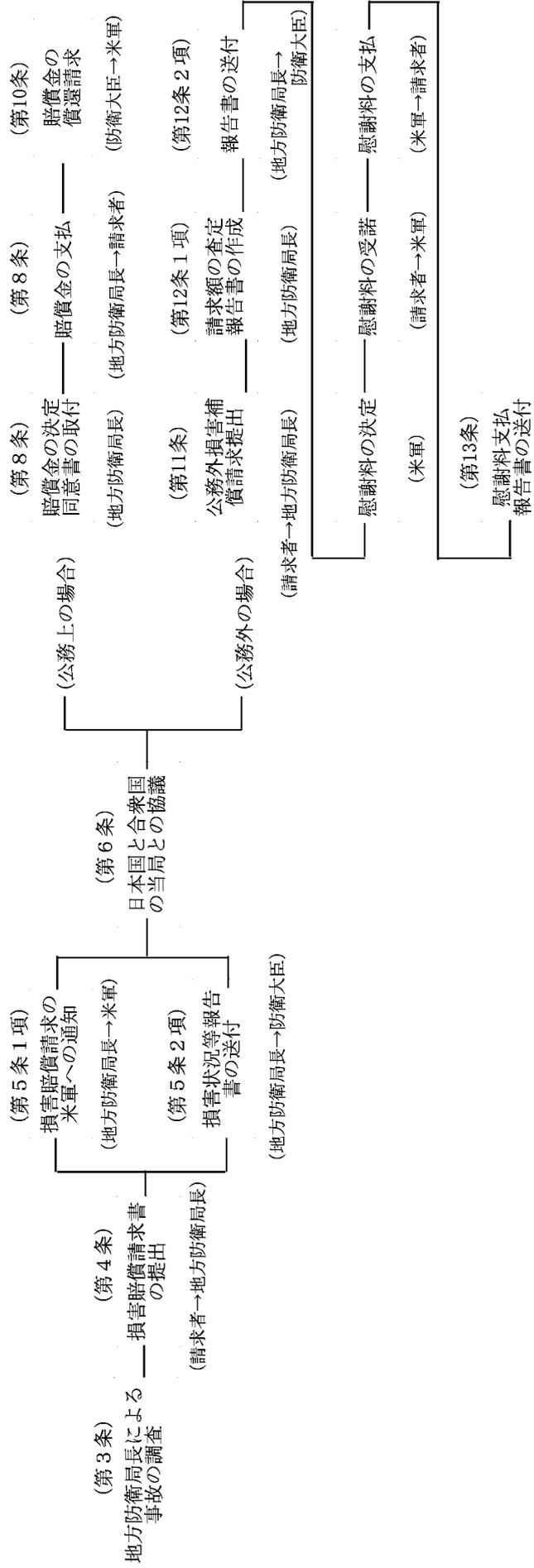
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金・慰謝料の支払いについて

1 根拠法令等について



2 処理方法について

「合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令 (昭和37年総理府令第42号)」に基づき処理のフローチャート



(米軍→防衛大臣→地方防衛局長)

年度別事故発生状況表

(単位:件)

区分		年度	昭和	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
			47												
公務上	交通		416	434	308	280	255	194	263	283	274	250	276	262	263
	航空機		4	4	5	3	7	7	14	4	11	5	5	4	4
	施設管理の瑕疵		13	2	2	3	12	6	4	11	4	2	7	3	5
	海上						1								1
	その他		7	2	5	7	2	4	8	9	5	11	19	8	6
	計		440	442	320	293	277	211	289	307	294	268	307	277	279
公務外	交通		1,316	1,169	1,091	1,085	1,011	1,089	1,039	960	884	1,098	1,155	1,040	1,034
	航空機								1						
	刑事		231	379	386	175	227	219	154	209	131	141	107	64	71
	その他		1		1	5	5	4	2	8	9	7	4	9	14
	計		1,548	1,548	1,478	1,265	1,243	1,312	1,195	1,178	1,024	1,246	1,266	1,113	1,119
合計			1,988	1,990	1,798	1,558	1,520	1,523	1,484	1,485	1,318	1,514	1,573	1,390	1,398

区分		年度	昭和	61	62	63	平成								
			60				元	2	3	4	5	6	7	8	9
公務上	交通		255	267	270	261	209	173	156	166	149	146	154	125	145
	航空機		2	5	11	7	5		3	3	3	6	6	4	2
	施設管理の瑕疵			1	1	4	1						1	3	30
	海上														
	その他		4	2	5	5	3		2				2		2
	計		261	275	287	277	218	173	161	169	152	152	163	132	179
公務外	交通		1,173	1,162	1,066	1,036	874	895	785	818	874	878	755	638	662
	航空機										1				
	刑事		61	56	67	66	35	56	55	17	34	36	24	13	34
	その他		15	15	24	15	19	19	24	23	24	30	15		
	計		1,249	1,233	1,157	1,117	928	970	864	858	933	944	794	651	696
合計			1,510	1,508	1,444	1,394	1,146	1,143	1,025	1,027	1,085	1,096	957	783	875

区分		年度	平成	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
			10												
公務上	交通		112	127	125	124	143	128	66	75	81	67	66	94	90
	航空機		1	7	2	7	6	5	3	4	5	4	2	3	7
	施設管理の瑕疵		6	15	14	27	17	31	20	8	16	23	13	24	2
	海上														
	その他		1	3		3	4	4	3		1	2	2	1	2
	計		120	152	141	161	170	168	92	87	103	96	83	122	101
公務外	交通		659	738	779	749	856	944	884	872	821	774	111	6	37
	航空機												1		
	刑事		31	48	37	41	33	47	33	53	29	18	22	29	26
	その他								1				1		2
	計		690	786	816	790	889	991	918	925	850	792	135	35	65
合計			810	938	957	951	1,059	1,159	1,010	1,012	953	888	218	157	166

(単位:件)

年度		平成								令和			
区分		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	合計
公務上	交通	75	83	83	90	87	83	87	81	72	53	73	8,399
	航空機	4	4	7	21	7	5	12	6	9	1	10	276
	施設管理の瑕疵	8	6	4	5	1		1	4	1	2	5	368
	海上												2
	その他		1		1	1	1	2	3	1	3	3	160
	計	87	94	94	117	96	89	102	94	83	59	91	9,205
公務外	交通	41	28	23	20	29	22	11	16	34	115	176	34,332
	航空機					1							4
	刑事	21	21	11	9	19	9	7	8	22	20	14	3,656
	その他	3	2		2	1				1	2	1	308
	計	65	51	34	31	50	31	18	24	57	137	191	38,300
合計		152	145	128	148	146	120	120	118	140	196	282	47,505

注1:上表は、那覇防衛施設局・沖縄防衛局が地位協定第18条関係において知り得た件数である。

注2:昭和47年度については、5月15日以降の事故発生状況である。

2 他の法令に基づく損失補償等について

(1) 漁船操業制限法

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業が制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、漁船操業制限法等に基づき、日本国が補償することになっている。

漁船操業制限法等に基づく漁業損失補償実績額の推移

単位:百万円

年度	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
漁業補償費	144	295	356	418	480	542	609	629	636	646	668
漁業見舞金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	15
合計	144	295	356	418	480	542	609	629	636	655	683

年度	昭和 58	59	60	61	62	63	平成 元	2	3	4	5
漁業補償費	705	734	777	809	842	851	888	922	950	970	1,063
漁業見舞金	26	43	44	47	66	67	73	75	95	96	155
合計	731	777	821	856	908	918	961	997	1,045	1,066	1,218

年度	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
漁業補償費	1,115	1,153	1,182	1,211	1,220	1,182	1,167	1,168	1,130	1,034	890
漁業見舞金	169	191	191	200	212	212	217	237	202	217	192
合計	1,284	1,344	1,373	1,411	1,433	1,394	1,385	1,405	1,332	1,251	1,082

年度	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
漁業補償費	612	611	523	458	471	481	466	437	428	437	460
漁業見舞金	144	142	146	141	194	201	212	173	398	305	294
合計	756	753	669	599	665	682	678	610	826	742	754

年度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	合計
漁業補償費	569	465	536	555	486	406	373	36,160
漁業見舞金	506	484	538	502	468	422	495	8,816
合計	1,075	949	1,074	1,058	955	828	868	44,976

注1:各年度の期間は、前年の10月1日から当該年の9月30日までの期間である。

(例:令和4年度とは、令和3年10月1日～令和4年9月30日)

注2:沖縄防衛局の資料による。

注3:計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

注4:「0」は表示単位に満たないもの、「—」は事実のないものである。

(2) 特別損失補償法

米軍等の特定の行為(防潜網等の設置、水質の汚濁等)によって、農林業、漁業等を営んでいた者が経営上の損失をこうむった場合には、特別損失補償法^{*1}に基づき、日本国がその損失を補償することになっている。

*1:日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律。

特別損失補償年度別支払実績表

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度		昭和 48～55	昭和 56～60	昭和 61～2	平成 3	4	5	6	7	8	9
		昭和 48～55	昭和 56～60										
伊江村	伊江島補助飛行場	(843)	(620)	(630)									
		29,576	20,455	20,494									
宜野湾市	普天間飛行場	(65)	(18)	(10)									
		8,092	1,634	2,081									
東村	慶佐次通信所	(60)											
		5,577											
金武町	キャンプ・ハンセン	(6)											
		359											
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(1)											
		9,703											
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー		(2)										
			32										
国頭村	奥間レストセンター	(54)											
		10,705											
宜野湾市	陸軍貯油施設	(14)											
		2,880											
北谷町	嘉手納飛行場			(6)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	
				3,249	1,122	1,040	858	787	943	957			
合計		(1,043)	(640)	(646)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(194)
		66,892	22,121	25,824	1,122	1,040	858	787	943	957			33,927

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度		平成 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		平成 10	11										
伊江村	伊江島補助飛行場												
宜野湾市	普天間飛行場												
東村	慶佐次通信所												
金武町	キャンプ・ハンセン												(68) 8,611
宜野座村	キャンプ・ハンセン												(62) 6,654
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー												(34) 7,147
国頭村	奥間レストセンター												
宜野湾市	陸軍貯油施設												
北谷町	嘉手納飛行場												(2) 337
合計		(198)	(197)	(193)	(214)	(204)	(206)	(166)	(167)	(171)	(166)		
		36,453	34,963	35,760	33,995	31,312	29,254	26,818	24,213	21,904			22,749

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度	平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
伊江村	伊江島補助飛行場												
宜野湾市	普天間飛行場												
東村	慶佐次通信所												
金武町	キャンプ・ハンセン	(55)	(20)	(12)	(29)	(27)	(29)	(28)	(26)	(30)	(32)		
		4,160	2,230	6,041	9,090	8,073	7,191	6,779	8,741	10,709	7,613		
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(64)	(31)	(44)	(33)	(31)	(39)	(42)	(47)	(43)	(47)		
		4,339	3,707	4,772	4,532	4,517	6,401	6,105	8,072	5,605	6,346		
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー	(33)	(20)	(19)	(17)	(18)	(15)	(16)	(15)	(18)	(18)		
		8,289	6,614	8,038	7,199	6,755	5,274	5,299	6,544	7,721	6,704		
国頭村	奥間レストセンター												
宜野湾市	陸軍貯油施設												
北谷町	嘉手納飛行場	(2)	(2)	(2)									
		437	445	431									
合計		(154)	(73)	(77)	(79)	(76)	(83)	(86)	(88)	(91)	(97)		
		17,225	12,996	19,282	20,821	19,345	18,866	18,183	23,357	24,035	20,663		

(単位:人、千円)

市町村及び関連施設		年度	30	令和	元	2	3	4	合計
伊江村	伊江島補助飛行場								
宜野湾市	普天間飛行場								
東村	慶佐次通信所								
金武町	キャンプ・ハンセン	(18)	(27)	(29)	(28)	(27)			
		4,090	5,989	6,979	5,801	4,654			
宜野座村	キャンプ・ハンセン	(54)	(50)	(46)	(43)	(42)			
		8,749	10,317	13,959	10,722	4,980			
具志川市 うるま市	キャンプ・コートニー	(20)	(20)	(24)	(33)	(25)			
		6,429	4,805	4,846	3,666	3,003			
国頭村	奥間レストセンター								
宜野湾市	陸軍貯油施設								
北谷町	嘉手納飛行場								
合計		(92)	(97)	(99)	(104)	(94)	(5,807)		
		19,268	21,111	25,784	20,189	12,637	745,654		

注1: 計数は、四捨五入によっているため符合しない場合がある。

注2: ()書は、補償対象者の延人数である。

注3: 平成9年度から18年度は、市町村及び関連施設別の金額等は公表されていない。

第6節 米軍基地から派生したその他の諸問題

1 オスプレイ配備問題

平成23年6月に、沖縄防衛局から、口頭にて、MV-22オスプレイは、平成24年の遅くから第3海兵機動展開部隊のCH-46ヘリコプターと代替することになるであろうとの情報提供があった。

MV-22オスプレイは、過去の開発段階において度重なる死亡事故を起こしていること等により、県民が不安を抱いていたことから、平成23年6月、沖縄県と宜野湾市は連名で、同機の普天間飛行場への配備や具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めた。

また、MV-22オスプレイは、平成24年4月のモロッコや同年6月に米国フロリダ州においても墜落事故を起こしたことから、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り、配備に反対として、6月19日に宜野湾市と共に配備計画の見直し等を要請した。

その後も、機会あるごとに日米両政府に対して配備の見直し等について要請を行い、平成24年9月9日には、MV-22オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会も開催された。

一方、同月19日には、日米合同委員会において、MV-22オスプレイを飛行運用する際の進入及び出発経路は可能な限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けることなどの合意がなされ、政府は同日付けの文書で、MV-22オスプレイの安全性は十分に確認されたとした。同年10月1日、6機のMV-22オスプレイが普天間飛行場に飛来し、同月6日までに計12機が普天間飛行場への移動を完了した。



米軍普天間飛行場に駐機されたMV-22オスプレイ

＝令和5年12月7日

（写真提供：琉球新報社）

平成24年の10月から11月末にかけて、県は基地所在市町村と連携し、MV-22オスプレイの飛行実態や運用の調査を行ったところ、合意事項から外れると思われる運用事例が数多く認められたことから、平成24年12月、同機の運用や騒音の実態等について、政府において説明、公表することを求めるとともに、配備計画の見直しと分散配置の実施などを政府に求めた。

平成25年8月3日に2個目の飛行隊の2機が普天間飛行場に飛来し、同年9月25日までに計24機が配備された。

普天間飛行場に配備されたMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸に、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、令和3年8月にはパネル及びフェアリングと呼ばれる覆いが落下する事故、同年11月には宜野湾市に金属製の水筒を落下させる事故を起こした。

政府は、沖縄への配備に際し、MV-22オスプレイは、事故率が1.93と、他の航空機に比べて安全な機体であると説明していた。ところが、令和4年9月末時点の事故率は2.27と、当初の約1.2倍に上昇しており、県民の不安は払拭されていない。

県としては、オスプレイの配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性ある負担軽減措置を講ずるよう政府に求めている。

〈経過〉

- | | |
|------------|---|
| 平成23年6月6日 | 沖縄防衛局より「地元へのお知らせ」 |
| 6月24日 | 沖縄県、宜野湾市の質問文書を提出 |
| 平成24年4月11日 | モロッコで海兵隊MV-22オスプレイが墜落事故 |
| 6月13日 | 防衛省から環境レビューの説明
フロリダ州で空軍CV-22オスプレイが墜落事故 |
| 6月17日 | 宜野湾市市民大会開催 |
| 6月19日 | 知事、宜野湾市長が外務、防衛大臣及び民主党幹事長へ要請 |
| 6月23日 | 全戦没者追悼式（野田首相に配備中止申入れ） |
| 6月29日 | 接受国通報 |
| 7月1日 | 森本防衛大臣に要請 |
| 7月10日 | 渉外知事会 緊急要請 |
| 7月12日 | 軍転協 緊急要請 |
| 7月19日 | 全国知事会 緊急決議 |
| 7月22日 | 知事公室長 訪米要請（～25日） |

7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
8月17日	環境レビューに関する質問
8月29日	森本防衛大臣来県（モロッコ事故分析評価報告の説明）
9月9日	オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会
9月11日	森本防衛大臣来県（フロリダ事故分析評価報告の説明）
9月19日	日米合同委員会合意、政府による“安全性確認”
9月21日	岩国での試験飛行開始
9月24日	森本防衛大臣、玄葉外務大臣に配備中止要請
9月25日	藤村官房長官に配備中止要請
9月28日	外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長への抗議
10月1日	6機のMV-22オスプレイが普天間飛行場へ移動
10月2日	3機のMV-22オスプレイが普天間飛行場へ移動
10月4日	県内での飛行を開始
10月6日	3機のMV-22が普天間飛行場へ移動
10月9日	知事、野田首相に配備中止要請
10月11日	MV-22オスプレイ運用に伴う環境配慮要請
10月16日	軍転協 県外要請
10月22日	知事訪米 国務長官及び国防長官への要請書
12月6日	米軍が完全運用能力を獲得と発表
12月7日	全国知事会会長 声明文発表
12月25日	オスプレイの運用や騒音実態等の調査、公表を外務省・防衛省に対して要請
平成25年1月16日	小野寺防衛大臣に要請
1月27日	オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会による東京行動（「建白書」を安倍首相らへ手交）（～28日）
2月2日	安倍総理大臣来県、知事面談
2月16日	岸田外務大臣に要請
4月30日	MV-22オスプレイの2個目の飛行隊の配備に係る米側から政府への説明
6月12日	軍転協緊急要請（県外）
7月1日	MV-22オスプレイの2個目の飛行隊の配備について、防衛省公表
7月8日	安倍首相、菅内閣官房長官、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣にオスプレイの配備計画の見直し等について要請（～9日）
7月30日	岩国飛行場へ陸揚げ
8月3日	2機のMV-22オスプレイが普天間飛行場へ移動
8月12日	9機のMV-22オスプレイが普天間飛行場へ移動
8月27日	ネバダ州で訓練中にハードランディングし、機体が修復できないほど損傷
9月25日	1機のMV-22オスプレイが普天間飛行場へ移動
平成26年5月19日	ノースカロライナ州で飛行訓練中に海兵隊員が落下し死亡
10月1日	ペルシャ湾で発艦した際に一時出力を失い、脱出し海に飛び込んだ乗組員2名のうち1名が行方不明となり、後に死亡が確認
平成27年5月17日	ハワイ州でハードランディングし、乗組員2名が死亡
平成28年12月13日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが、名護市安部沿岸に墜落
12月13日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが、電気系統の故障により着陸装置（脚部）を機体から出すことができないまま普天間飛行場に着陸
平成29年6月6日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが、警告灯が点灯したため、伊江島補助飛行場に緊急着陸
8月5日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが、オーストラリア北東部ショールウォーター湾で、揚陸艦に着艦する際、航空甲板にぶつかり、水中に墜落
9月28日	シリアで支援任務中、着陸時に墜落
9月29日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが、警告灯が点灯したため新石垣空港に緊急着陸
平成30年2月8日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから、航空機の部品のようなものが落下
令和3年8月12日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから、パネル及びフェアリングと呼ばれる覆いが落下
11月23日	普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから、金属製の水筒が落下

- 令和4年3月18日 ノルウェーでNATOの演習参加中に墜落し、乗組員4名が死亡
- 6月8日 カリフォルニア州で訓練中に墜落し、乗組員5名が死亡
- 令和5年7月21日 令和4年6月にカリフォルニア州で発生したMV-22オスプレイの墜落事故の事故報告書にて、ハード・クラッチ・エンゲージメント（HCE）^{*1}と呼ばれるオスプレイに係る特有の現象が発生したことが原因と公表。
- 8月27日 オーストラリアで訓練中に事故を起こし、乗組員3名が死亡
- 11月29日 鹿児島県屋久島沖において、訓練中の米空軍横田飛行場所属のCV-22オスプレイ1機が墜落し、乗組員8名が死亡
- 12月7日 同年11月の墜落事故を受け、米軍は全てのオスプレイの運用停止を発表（令和6年1月現在、運用停止を継続）

2 嘉手納飛行場における諸問題

(1) 旧海軍駐機場の使用

旧海軍駐機場については、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブに基づき移転が合意され、平成29年1月に新たな駐機場への移転が実現したが、同年2月にはKC-135空中給油機が、同年5月にはU-2偵察機が旧海軍駐機場を使用するなど、SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの趣旨がないがしろにされる運用が行われている。このため県は、軍転協等を通じ、旧海軍駐機場において航空機を使用しないよう求めている。

(2) パラシュート降下訓練について



パラシュートで降下する米兵（嘉手納飛行場）
＝令和5年12月19日（写真提供：琉球新報社）

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練回数
(令和6年1月末現在)

年次	回数
平成10年	1
平成11年	1
平成19年	2
平成23年	2
平成29年	3
令和元年（平成31年）	4
令和2年	1
令和5年	1
令和6年	1
計	16

パラシュート降下訓練については、SACO最終報告に基づき、平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたが、その後、米側は伊江島については天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多いことから、訓練所用を満たさない米軍兵士が多数生じているとして、嘉手納飛行場での訓練実施を求め、平成19年1月25日に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認された。

その結果、SACO最終報告以降嘉手納飛行場では平成19年に2回、平成23年に2回の訓練が実施され、平成29年には4月と5月に立て続けに訓練が実施され、結果的に悪天候により実施はされなかったが6月にも実施が予定されるなど訓練の常態化が懸念された。

こうしたことから平成29年7月7日、県及び嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（沖縄市、嘉手納町、北谷町。以下「三連協」という。）は合同で防衛省、外務省に対し、日米安全保障協議委員会に

*1 プロペラとそのエンジンをつなぐクラッチが離れ、再結合する際に衝撃が発生する現象。

において、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないことについて、地元の要望を踏まえて協議を行うよう求めた。

その後、外務大臣、防衛大臣は平成29年8月17日に開催された日米安全保障協議委員会においてこの問題に言及したとされるが、9月21日に米軍は再び嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を強行した。

その後も、伊江島補助飛行場の気象条件等を理由に、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練が令和元年（平成31年）に4回、令和2年に1回実施された。同飛行場でのパラシュート降下訓練が実施される度、県及び三連協は同飛行場での訓練を実施しないよう抗議要請を行ってきた。

令和3年及び4年には行われなかったものの、約3年半ぶりに令和5年12月19日、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練が実施された。同飛行場での訓練を実施する「例外的な場合」に該当するかどうかについて、日米両政府は「①定期的なものでないこと、②小規模なものであること、③訓練を行う喫緊の必要があること、④悪天候等の制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないこと」が日米合同委員会で日米間で認識が共有されているとし、今回は、「伊江島補助飛行場の滑走路の整備状態が輸送機MC-130の離着陸に適さない」等の理由から「例外的な場合」に該当するものし、パラシュート降下訓練が実施された。

さらに、令和6年1月19日にも同様の理由で嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練が実施された。県は日米両政府に対し、強く抗議し、今後同飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう要請するとともに、伊江島補助飛行場だけでなく、国外、県外も含めた計画的な運用を行うよう求めた。

また、三連協は、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を行わないこと、伊江島補助飛行場の滑走路を早急に整備することを要請した。

（3）パパループの使用

嘉手納飛行場の通称パパループは、嘉手納町役場から県道74号線に至る道路に平行する形で位置する一帯である。住宅地に近接しているが、令和元年（平成31年）からの第353特殊作戦群の関連施設集約等の工事に伴い、MC-130特殊作戦機の駐機場として一時使用されているほか、外来機がたびたび使用し、騒音及び悪臭が深刻な問題となっている。このため、県や嘉手納町は機会あるごとに、政府に対し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めている。

（4）防錆整備格納庫のパパループへの移設計画

令和4年5月、第18航空団が嘉手納町に対し、パパループ内に防錆整備格納庫を整備する計画を説明した。嘉手納町によれば、その説明内容は「防錆整備格納庫をパパループ内、住宅地側の区画に規模を拡大し整備する予定である。当該施設は航空機に防錆加工等を施すための施設であり、現在は北側滑走路付近に設置されている。移設後はE-3早期警戒管制機等の大型機にも対応した高さ30メートルの施設整備を計画している。」というものであった。

これに対して、嘉手納町は、パパループの恒常的使用につながりかねず、また、危険性や環境悪化のおそれがある工場に類する施設と推察されるが、周辺環境へ多大な影響を与え得る大規模な施設を住居居住地域に近接させるような計画が持ち上がること自体、周辺住民への配慮に欠けていると指摘せざるを得ないとして反対を表明した。県も地元の意見を踏まえ、関係大臣等に対して計画の撤回を要請した。しかしながら、令和5年4月、日本政府は嘉手納町及び県に対し、当初計画通りパパループに建設するとの方針を伝えた。

この方針に対し、嘉手納町は、政府が日米の外相会談や防衛相会談をはじめとした様々なレベルで鋭意協議を重ね、施設の必要性や安全性、そして地元の懸念に応え、影響を最小限にするための措置を確認したものであることから尊重すべきであるとしつつ、同時に、大規模な施設が民間地域の近くに建設されることへの地元住民の懸念が残されていることから懸念を払拭するために万全の措置を講じてもらうよう強く求めるとの考え方を示した。

令和5年6月、嘉手納町長と知事は意見交換を行い、これを踏まえて県は関係大臣等に対し、懸念を払拭するための万全の措置を講ずるよう求めている。

3 新型コロナウイルス感染症について

(1) 沖縄県における新型コロナウイルス感染の概要

本県において、令和2年2月14日に県内第1例目の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（以下「感染症法」とする）上の分類が5類に位置づけられるまでの3年余りの間に、8回にわたる感染拡大の波を経験した。

県内における感染拡大の流れは、帰省者、観光客、米軍等から持ち込まれたウイルスが、飲食店や繁華街で広がり、家庭・職場・学校へ持ち込まれ、最終的に介護施設や医療機関に入り、その中で集団感染が起こる、というものであった。

(2) 令和2年度の米軍に関連する新型コロナウイルス対策にかかる県の対応等

令和2年5月27日、渉外知事会において、在沖米軍における感染防止対策の強化や沖縄県の米軍基地での感染拡大について、原因に応じた感染防止策を実施することなどを要請した。

7月4日の米国独立記念日を契機として、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等において、感染が爆発的に広がったため、県は、中部地区（沖縄市、嘉手納町、北谷町及び金武町）に、米軍関係者と接触した可能性の高い方を対象とした臨時の地域外来・検査センターを各1日設置した。

県では、在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に係る日米合同委員会合意等に基づき、「沖縄県駐留米合衆国施設内感染症対応マニュアル」を策定しており、新型コロナウイルス感染症についても、海軍病院と情報交換を行った。この情報交換のなかで、海兵隊は、国防総省のガイダンスに基づき、具体的な感染者数の公表を、当初、行っていなかった。

7月11日、県は、新たに米軍関係者の感染者が多数確認されたとの報告を受け、同日、玉城知事等から在日米軍沖縄地域調整官、外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、感染者数などについて速やかに公表すること、クラスターが発生している普天間飛行場及びキャンプ・ハンセンを閉鎖し、感染拡大防止の徹底を図ること、米本国等から沖縄への移動を中止すること、基地内の医療体制、検査体制について、米側の公衆衛生当局及び海兵隊政務外交部並びに沖縄県の関係者が出席する会議の場を設置し、意見交換を行うこと等を申し入れた。

7月15日、この申し入れを受け、県から保健衛生統括監と医療コーディネーターの医師、地域保健課及び基地対策課が、米側から海軍病院及び海兵隊政務外交部が参加する実務者会議が行われた。この場で、感染者の基地外における行動履歴や陰性も含めたPCR検査数を県に提供することが確認されたが、県や市町村が感染拡大を防止するために必要な米軍人等に関する基礎的なデータや療養状況が十分に共有されず、在沖米軍基地における変異株の検知及びひっ迫時の検査体制についても課題が残った。

同日、軍転協として、外務大臣、防衛大臣、駐日米国臨時代理大使等と面談し、感染患者の基地外における行動履歴等の詳細かつ迅速な情報提供や感染防止対策を徹底することなどに加え、検疫についても国内法を適用するなど日米地位協定を見直すことを要請した。

7月19日、在沖米軍基地で発生したクラスターについては、米軍基地を抱える地域に限らず、全国に波及する可能性があることから、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部において取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」に、知事が要請した米軍基地における感染防止対策の徹底などが盛り込まれた。

感染者数の公表について、在日米軍沖縄地域調整官からの「県が公表することを妨げない」との回答を受け、県において公表を行った。その後、7月21日からは、在日米軍がホームページ上で基地ごとの感染者数を公表した。

8月18日、渉外知事会において、在沖米軍における感染防止対策の強化や沖縄県の米軍基地での感染拡大について、原因に応じた感染防止策の実施等を要請した。

11月5日、全国知事会が取りまとめた「米軍基地負担に関する提言」においても、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底が盛り込まれた。同提言について、12月23日及び24日に、全国知事会として、日本政府に対しその実現を求めるとともに、在日米国大使館を訪問し、説明と意見交換を行った。

(3) 令和3年度の米軍に関連する新型コロナウイルス対策にかかる県の対応等

令和3年12月、キャンプ・ハンセンにおいてクラスターが発生した。同月17日に、基地対策統括監が在沖米海兵隊政務外交部長等に対し、ゲノム解析の実施、米軍基地における健康保護態勢（HPCON）レベルの引き上げ、キャンプ・ハンセンの基地外への外出禁止を口頭で申し入れた。

同時期には、キャンプ・ハンセンに勤務する海外渡航歴のない駐留軍等労働者が、県内で初めてとなるオミクロン株感染と判明するなど、基地由来と思われる県内での感染拡大が問題となり、県民に大

きな不安を与えた。なお、県は、その後のゲノム解析の結果を踏まえ、キャンプ・ハンセンからオミクロン株の市中感染が広がったものと推測した。

駐留軍等労働者のオミクロン株感染が確認され、また、基地内での感染拡大が確認されたことを受け、県は、同月、金武町、本部町及び名護市に臨時の接触者PCR検査センターを設置した。

この時期には、米軍が、ワクチン接種完了済みであることを前提に、出国時、日本到着直後ともにPCR検査をしていなかったなど、米軍における日本への入国時検査について、日本の措置とは整合的と言えない運用が行われていたことが明らかになった。

12月18日、副知事から外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長へ口頭で申し入れを行い、同月21日には玉城知事が在日米軍沖縄地域調整官、外務副大臣に対し、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの米国本土からの軍人、軍属の異動の停止、停止までの間の水際対策の徹底、キャンプ・ハンセンに勤務する全ての軍人、軍属に対するPCR検査の実施等を口頭で要請した。

同月23日から24日にかけては、軍転協として、関係大臣等に文書で要請を行った。

令和4年1月20日には、内閣官房長官等関係大臣及び駐日米国臨時代理大使及び在日米軍司令官に対し、在沖米軍基地に勤務する全ての軍人等の外出制限期間を感染拡大が収束するまで延長するとともに、感染拡大防止措置を強化することなど、在沖米軍における更なる新型コロナウイルス対策を文書で要請した。

また、県は、沖縄県対処方針が変更される都度、海兵隊政務外交部に対し感染拡大防止への理解を求め、基地外における軍関係者のマスク着用の徹底などの感染対策への協力を要請した。

（4）日米合同委員会における「検疫・保健分科委員会」の設立

令和4年1月28日、外務省は、日米合同委員会の検疫部会を格上げする形で改組し、新たに「検疫・保健分科委員会」を設立したことを発表した。

同委員会においては、外務省及び在日米軍の政策部局に加え、双方の保健当局も参加することとされている。この仕組みが活かされるためには、米軍基地が過度に集中する沖縄県当局との連携も重要であることから、県は、国に対し情報共有を求めたが、県への回答はなかった。

